

令和 6 年度（2024 年度）

山梨県民俗芸能現況調査報告書

～継承の危機にある民俗芸能～

山梨県文化財保護審議会
無形文化財及び民俗文化財部会

目 次

1. 調査の目的と背景	… 1
2. 調査対象と調査の方法	… 2
資料1 山梨県民俗芸能現況調査 (1) (2)	… 3
3. 県内の民俗芸能の現状	… 5
(1) 調査対象の範囲と現況についての判断基準	
(2) 県内の民俗芸能の種別と実施状況	
(3) コロナ禍の経緯と民俗芸能への影響	
資料2 山梨県民俗芸能現況調査集計表	… 11
4. 民俗芸能を継承する上での課題と保存団体の取り組み	… 12
(1) 担い手の不足	… 12
1) 高齢化による継承の問題点	
2) 少子化と子どもの民俗芸能離れ	
3) 担い手不足への対応	
(2) 囃子・踊り・舞の技の継承に関する問題	… 14
1) 指導者の減少と譜面化・映像化の問題点	
2) 笛・太鼓など囃子方や裏方の不足による影響	
3) 保存会同士の連携の難しさ	
(3) 継承を阻む社会環境	… 16
1) 経済的ダメージ	
2) 活動の場の維持管理に関する問題点	
3) 資材調達の難しさ	
4) 保存会への負担の集中	
5) 生業の変化などに伴う練習時間の減少	
6) 発表の場の減少	
(4) コロナ禍の影響とそれに対する打開策	… 18
1) コロナ禍の状況	
2) コロナ禍後の民俗芸能の変化と新たな取り組み	
① 芸能の小規模・簡略化	
② 技術継承の弱体化と練習方法の変更	
③ 継承意欲の低下	

④変革への動き	
(5) 保存団体から県・市町村への要望	… 21
1) 用具・衣装等の修理・新調のための補助	
2) 記録保存に対する補助	
3) 公演機会の創出	
4) 学校教育との連携	
5) その他	
5. 無形・民俗文化財部会から県・市町村への提言	… 25
(1) 民俗芸能の担い手・後継者の確保に関する支援	
(2) 発表の場の創出と情報発信に関する支援	
(3) 舞や囃子等の技能の継承に関する支援	
(4) 民俗芸能の記録作成への支援と音声・映像記録の公開	
(5) 用具類の補修・新調その他保存団体の活動に対する資金面での支援	
(6) 行政と保存団体との連携、及び保存団体のネットワーク作り	
6. むすびにかえて	… 31
参考文献	… 33
資料3 山梨県市町村別民俗芸能一覧	… 34

1. 調査の目的と背景

本調査は、無形民俗文化財、なかでも地域住民の関心が高い民俗芸能を対象に、現在の実施状況と今後の維持・継承にかかわる諸課題を、担い手である各保存団体から直接聞き取ることを目的として実施された。以下本調査の目的とその背景について簡潔に述べる。

急速に進む少子・高齢化や地域の過疎化、それにともなう民俗芸能の担い手不足・後継者不足など、民俗芸能をはじめとする無形民俗文化財の維持・継承にとって厳しい社会環境については、これまでも繰り返し指摘されてきた。これに加えて近年の新型コロナウイルスの流行による祭礼行事の自粛によって、永年人々の手で護られてきた芸能や儀礼はその姿を大きく変えつつあると言われている。民俗芸能の奉納を中止して神事のみとする例や芸能の演目や演者の数、上演時間を縮小して奉納する例、また練習機会の確保や用具の調達・管理に苦慮する例など、その影響は県内のみならず全国から報告されている。コロナ禍をきっかけに芸能のオンラインでの配信を開始するといった新たな試みもみられるが、その効果は未知数であり、新しい試みの広がりは今のところ限定的と言わざるを得ない。

このような状況下で、貴重な民俗文化財を保護しつつ、その価値を広く世に知らしめ、地域の活性化に活かしていくためには、それらの文化財が現在どのような状況にあるのかを正確に把握する必要がある。本調査では、県内各市町村の祭りや民俗芸能の実施状況を、担い手である各保存団体から直接情報収集し、祭りや芸能を維持・継承していく上での問題点と解決すべき課題、県・市町村等に対する要望などを網羅的に調査することを目指している。貴重な民俗文化財の保護・活用のために、必要かつ実効性のある施策を立案するためには、こうした芸能の担い手本人からの直接的な情報収集が欠かせない。当部会としては、県内各地の民俗芸能の実施状況を明らかにすることで、今後文化財指定の候補とすべき対象や緊急に記録保存すべき対象、あるいは広域的に情報収集すべき対象群などを的確に把握するとともに、各保存団体からの要望に即した文化財保護・活用のための施策について積極的に提言していきたい。

2. 調査対象と調査の方法

調査対象 平成 24 年 (2012 年) に完了した山梨県民俗芸能緊急調査で調査対象となった芸能合計 386 件 (27 市町村) を調査対象とした。

調査の方法 「山梨県民俗芸能現況調査 (1) (2)」(自記式アンケート・資料 1) を、市町村文化財保護行政担当部署 (文化財保護所管) を通じて管内の各保存団体代表者に配布し、質問項目に対して記入を求めた。既に廃絶または保存団体が解散している場合は、市町村の担当者が関係者に聞き取りを行なって記入した。また、当初の調査対象リストにない芸能の調査票を追加して記入した市町村もある。

調査の時期 令和 6 年 (2024 年) 9 月 10 日付で調査票を各市町村に配布し、12 月 20 日までに記入済み調査票をとりまとめて各市町村から県に提出するよう依頼した。

質問項目 記入日・記入者

(1) 芸能の概要・・・名称・神楽の場合の種別 (獅子神楽または面神楽)・所在地・文化財指定の有無・主な上演場所・主な上演期日

(2) 芸能の現況・・・1.実施 (A.順調 B.危機的 C.不定期) 2.休止 3.廃絶 4.復活 5.その他
※ 2.休止 3.廃絶 4.復活 5.その他の場合は、具体的な説明を自由記述欄に記入。

(3) コロナ以降の変化・・・1.変化なし 2.コロナをきっかけに変化した 3.変化はあったが以前の状況に戻った 4.コロナ以降休止したまま
※ 2.コロナをきっかけに変化した場合は、変化の内容 (A 上演場所の変更 B 上演時期の変更 C 演目数の変更 D 組織の見直し E 練習の見直し F その他) と各項目について具体的説明を自由記述欄に記入。

(4) 継承での問題点・課題・・・自由記述欄に記入。

(5) 記録の有無・・・1.写真 2.映像・音声 3.記録文書 4.参考文献

※ 各項目について具体的説明を自由記述欄に記入。

別紙として

(6) 伝承団体の代表者 氏名・肩書・住所・電話番号・メールアドレス・生年・備考

(7) 調査協力者 氏名・肩書・住所・電話番号・メールアドレス・生年・備考

資料1 山梨県民俗芸能現況調査(1)

山梨県民俗芸能現況調査(1)

整理番号

記入日			記入者	
名称				
	※神楽の場合どちらでしょうか ☐ A.獅子神楽(太神楽) ☐ B.面神楽(太々神楽・大和神楽)			
所在地				
文化財指定				
主な上演場所				
主な上演期日				
現況	☐ 1. 実施 ☐ A. 順調 ☐ B. 危機的 ☐ C. 不定期			
	☐ 2. 休止	具体的に		
	☐ 3. 廃絶	具体的に		
	☐ 4. 復活	具体的に		
	☐ 5. その他	具体的に		
コロナ以降の変化	☐ 1. 変化なし			
	☐ 2. コロナをきっかけに変化した ※変化はどのようなものですか ☐ A. 上演場所の変更 ☐ B. 上演時期の変更 ☐ C. 演目数の変更 ☐ D. 組織の見直し ☐ E. 練習の見直し ☐ F. その他			
	具体的に			
	☐ 3. 変化はあったが以前の状況に戻った			
	☐ 4. コロナ以降休止したまま			
継承での問題点・課題				
※足りなければ裏面または別紙にお書きください。				
記録の有無 ※データで添付できるものがありましたらお送りください。	☐ 1. 写真			
	☐ 2. 映像・音声			
	☐ 3. 記録文書			
	☐ 4. 参考文献			

山梨県民俗芸能現況調査（2）

山梨県民俗芸能現況調査(2)

整理番号

芸能名称	
記入者	

【伝承団体の代表者】

1. お名前	
2. 肩書	
3. ご住所	
4. 電話番号	
5. メールアドレス	
6. お生まれのお年	
7. 備考	

【調査協力者】

代表者以外に調査にご協力いただける方がいらっしゃいましたらお書きください。
特にメールをお使いになる方がいらっしゃればお願い致します。

1. お名前	
2. 肩書	
3. ご住所	
4. 電話番号	
5. メールアドレス	
6. お生まれのお年	
7. 備考	

ご協力ありがとうございました。

※お書きいただいた個人情報は厳重に管理し、本調査目的以外のことには使用致しません。

※継承中の民俗芸能につきましては、今後もう少し詳しい内容をお聞きする場合があります。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます、

3. 県内の民俗芸能の現状

(1) 調査対象の範囲と現況についての判断基準

本調査で調査対象としたのは、平成 21～23 年度（2009～2011 年度）に行われ、平成 24 年（2012 年）に報告書（『山梨県の民俗芸能 山梨県民俗芸能緊急調査報告書』）が刊行された山梨県民俗芸能緊急調査で取り上げられた伝承である。調査対象 386 件の現況について県内各市町村に調査を依頼し、市町村から各保存団体等への確認を行ってその現況を確認している。中には不明との報告が挙げられたものもあったが、その後に再調査を重ね、最終的には 100%の回収率となっている。

また依頼した 386 件以外の追加情報も含まれたために、対象の総数は 405 件に上った。しかしこの総数には、既に廃絶しているものも含まれる。本調査では、現況に関する質問項目の回答として、実施・休止・廃絶・復活・その他の 5 項目を選択肢として示した。選択は記述者の判断に任せたが、休止・廃絶の定義が明確でないことから、最終的にはどちらが選択されていてもリストには「休止」と記載した。これは「廃絶」と明示することで周囲もそのように認識し、復活の可能性を奪いかねないという懸念からである。

ただし平成 24 年の民俗芸能緊急調査時に既に行われていなかった 26 件（他に重複データ 2 件があった）については、「廃絶」と考え一覧表（巻末資料）から削除した。例外として、「廃絶」に入れるべきものながら文化財指定が解除されていないものについては、削除せずに「休止」に含めた。結果的に総数は、379 件となった。この数を令和 6 年（2024 年）時点での山梨県内の民俗芸能の総数と考えたい。

回答に「実施」を選択した場合には、その中にさらに順調・危機的・不定期の 3 項目を選択肢として設けた。順調と危機的の定義も明確ではないが、回答者の判断にまかせた。復活はしたがすぐに継承できなくなるという懸念が抱かれているものが、多く「危機的」と判断されている。反対に「順調」が選ばれていても継承者不足などに悩みを抱えているところも多く、境界は曖昧となっている。

もう一点考慮すべき問題として、いわゆる「祭礼行事」が 45 件含まれていることが挙げられる。秋祭りや筒粥神事、万灯講のように特定の民俗芸能を含まない事例である。「民俗芸能」も「祭礼行事」も無形民俗文化財であることに変わりはないが、文化庁の分類では祭礼行事は「風俗慣習」に含まれ、「民俗芸能」とは異なるカテゴリーとなる。さらに祭礼行事となれば、他にも数多く存在する。平成 11 年（1999 年）に刊行された『山梨県の祭り・行事—山梨県祭り・行事調査報告書—』（山梨県教育委員会）には、368 件の祭礼行事が挙げられている（ただし一部は民俗芸能を含んでいる）。両者は不可分である場合も多いが、民俗芸能の場合は保存団体が確立されている傾向が強い。本来であれば、両者ともに現況調査が必要だが、今回は保存団体の存在から把握が比較的容易だと考えられる民俗芸能の現況調査を優先した。それゆえ祭礼行事 45 件は本来であれば省くべきではあるが、平成 24 年時の調査時と母数が大きく異なることがないように、敢えて含めた。

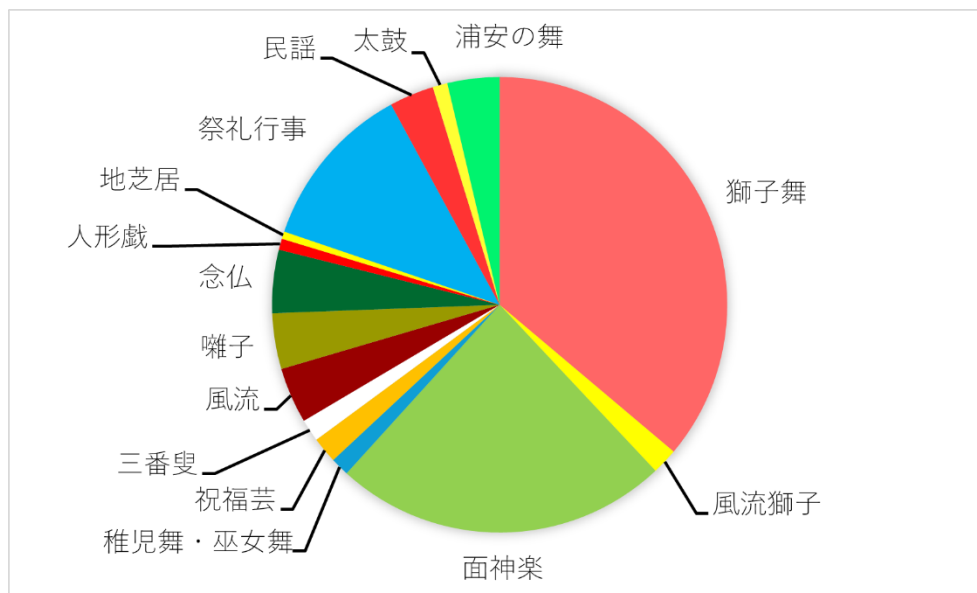
(2) 県内の民俗芸能の種別と実施状況

本調査は、379 件の民俗芸能を対象とした。集計結果は 11 ページの「山梨県民俗芸能現況調査集計表」に挙げた通りである。以下に示したグラフは、その集計データによるものである。また巻末の 34 ページ以降に一覧表を掲載した。

対象とした 379 件という数は、平成 24 年（2012 年）調査時の 386 件から、その当時既に廃絶していたものを差し引き、若干の遺漏を補完した数字である。周辺の都県と比較すると、同じ緊急調査時のデータでは静岡県 540 件、神奈川県 504 件、東京都 504 件、群馬県 768 件。これを人口何人あたりに 1 件の民俗芸能が存在するのか計算すると、次のようになる（2020 年時の人口データに基づく）。山梨県 2,160 人、静岡県 6,728 人、神奈川県 18,328 人、東京都 27,872 人、群馬県 2,525 人。つまり山梨県は、芸能の総数こそ若干少なめだが、人口との比率から考えると、極めて多くの民俗芸能が伝承されている地域といえよう。

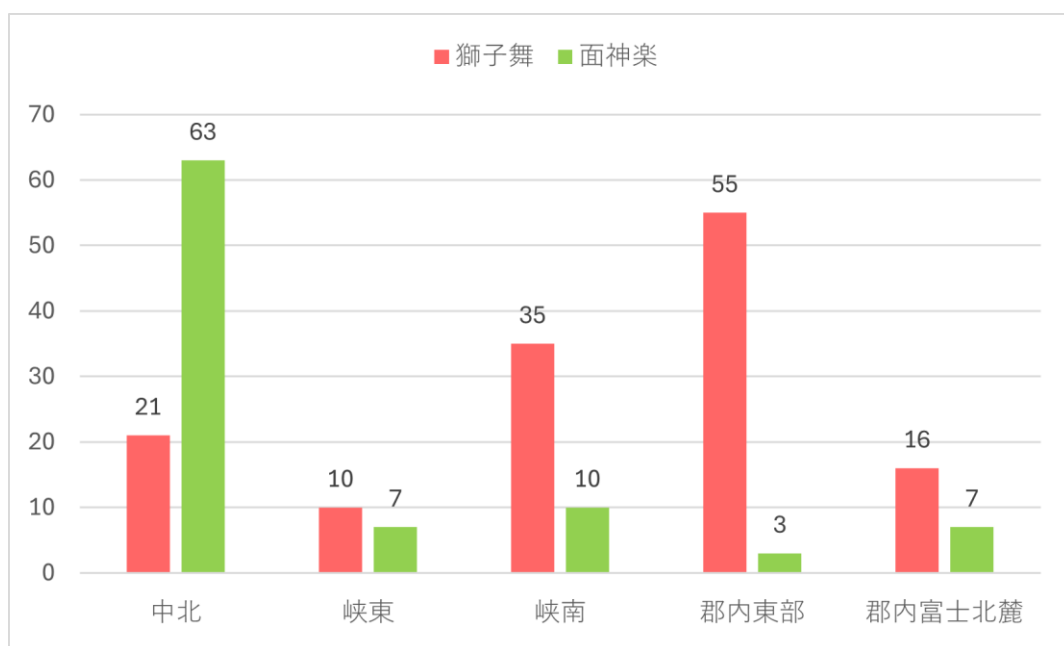
芸能の種別ごとにこれを見ると、【図 1】のようになる。芸能種別は文化庁などが用いている大枠の分類（神楽、風流等）よりも山梨県の傾向に即したやや細かいものとした。

最も多いのが獅子舞で、36%を占める。次いで神楽（面神楽）の 24%。この二つで全体の 6 割を占めていることになる。これらは県内全域に見られるが、【図 2】に示したように、特に峡南・郡内地域に数が多い。なお、郡内・峡南地域では獅子舞のことを「神楽」と称している。これはいわゆる「太神楽（大神楽）」から来ており、「神楽」に分類することもできる。文化庁の民俗芸能分類には「獅子舞」というカテゴリーはなく、獅子舞は「神楽」か「その他」、三匹獅子舞の場合は「風流」に分類される。しかしながら山梨県の場合、獅子舞が多いことが特徴であり、太神楽系は獅子舞に分類し、太神楽以外の神楽とは区別した。



【図 1】 山梨県内の民俗芸能種別（2024 年度）

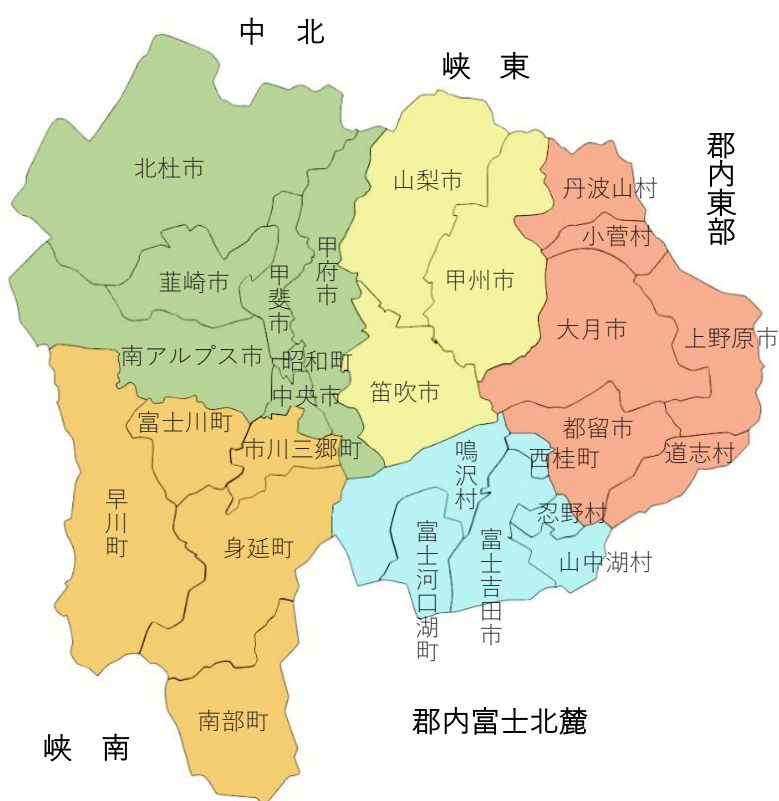
獅子舞 137 神楽 90 念仏 17 風流 15 囃子 14 民謡 12 風流獅子 7 祝福芸 7
三番叟 6 稚児舞・巫女舞 5 太鼓 4 人形戯 3 地芝居 2 浦安の舞 14 祭礼行事 45



【図 2】 獅子舞・面神楽の地域分布

太神楽以外の神楽とは、基本的には関東地方に共通する太々神楽であり、仮面を着け神話の題材を中心に黙劇として演じる芸能を指す。特に中北地域に集中し、「大和神楽(倭神楽)」と呼ばれる系統の神楽も多い。本調査では太神楽と区別するために面神楽としたが、伝承地でそのように呼ぶわけではない。

また神楽として国の重要無形民俗文化財に指定されている



【図 3】 山梨県の地域区分

「河口の稚児舞」(富士河口湖町)をはじめとする稚児・巫女による舞もまた神楽であるが、面神楽とは異なることから「稚児舞・巫女舞」として別分類とした。ただし巫女神楽のうち「浦安の舞」は、昭和 15 年(1940 年)に作られた創作神楽であり、全国規模で講習会と奉

奏が行われているため、さらに別分類とした。

この獅子舞と神楽についての現況を見ると、以下のようになる。

実施：獅子舞 40%	神楽 54%
危機：獅子舞 22%	神楽 20%
休止：獅子舞 38%	神楽 26%

危機的と休止で 60%を占める獅子舞の方が、46%の神楽よりもさらに危機的な状況にあることが窺える。

念仏（念仏芸）は、百万遍念仏や歌題目などを含めて数えても全体の 4%ほどだが、富士山麓に分布する六斎念仏は、神奈川県西部・静岡県東部ともつながる大きな文化的特色を示している。国指定では風流踊に含められているが、無生野の大念仏のように舞踊を伴うものや、修験道・陰陽道の影響が窺えるものもあり貴重な存在だが、半数以上が休止・危機的状態である。

風流と囃子はそれぞれ 4%ほどで、少ないことが特徴ともいえる。盆踊りなどの風流系芸能が元々少なかったのか、消滅したのかは検証が必要であろう。ただ峡東地域に集中する「打ちばやし」は地域的な特色を示しており、面的に捉える必要があろう。

同じ風流系ながら東日本だけに分布する風流獅子、いわゆる「三匹獅子舞」は郡内地域だけに見られる。全体の 2%と数は少ないが、神奈川県北西部と東京都西部につながる重要な芸能である。さらに三番叟は、いわゆる能の翁系統の芸能であるが、これも数は少ないものの中世以来の芸能を残す存在として貴重なものである。伊豆半島（静岡県）や佐久（長野県）などにも多く見られることから、県内の事例は分布の上でも重要な意味を持っている。

祝福芸には、七福神の芸能などが含まれ、小正月の芸能と思しきものをまとめた。ただし小正月には獅子舞も多く演じられている。小正月にさまざまな民俗芸能が演じられることは、山梨県の民俗文化の大きな特色ともいえる。さらに芸能ではないが、どんど焼きなどの風俗慣習（年中行事）も数多く行われており、(1) で述べたように祭礼行事のデータとして捉えなおす必要がある。小正月の道祖神系の行事は、神奈川県西部から長野県にかけて共通性を持っており、このこともまた山梨県の民俗文化の大きな特色となっている。

(3) コロナ禍の経緯と民俗芸能への影響

すでに述べたように、新型コロナウイルスの感染拡大によって、令和 2 年（2020 年）4 月以降幾度か発令された緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等は、生活環境に大きな影響を及ぼした。民俗芸能もまた令和 2 年春以降、休止を余儀なくされた。神奈川県民俗芸能保存協会では令和 2 年 7～9 月にいち早く緊急アンケート調査を行っており、稽古が完全に中断された団体が 56%、実演を中止した団体が 60%に上ったことを明らかにしている。

さらに令和 4 年（2022 年）から始まった第 6 波（オミクロン株）では、それまで都市部

に集中していた感染が地方に拡大したことで、休止した民俗芸能の復活をさらに難しくさせた。民俗芸能衰退への危惧から、例えば文化庁でも「地域無形文化遺産継承のための新しい生活様式支援事業」（令和２年度補正予算による令和３年度実施「地域文化財総合活用推進事業」）や「デジタル技術を活用した伝統行事等の公開支援」（令和３年度補正予算による令和４年度実施「地域の伝統行事等のための伝承事業」）などの対策を講じるに至っている。

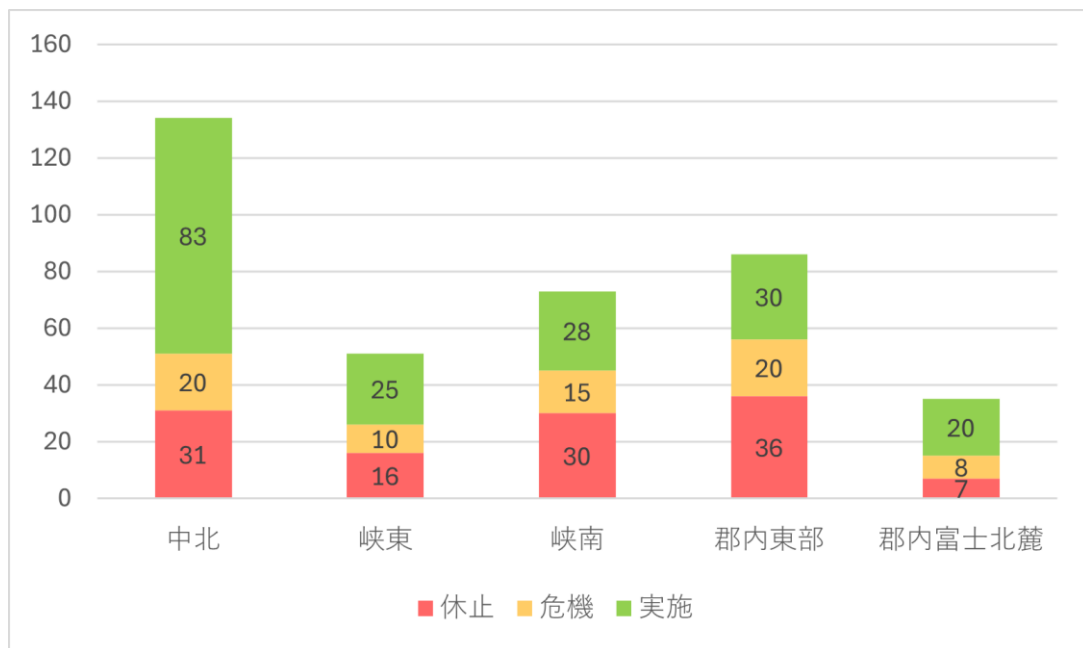
令和５年（２０２３年）、新型コロナの感染症法の位置づけが５類に移行したことを踏まえ、令和７年（２０２５年）現在も感染自体は継続するものの、日常生活はコロナ前の状態へと戻っている。しかし民俗芸能に関しては、以前の状態への復帰を果たせていないのが現状である。以下、資料２「山梨県民俗芸能現況調査集計表」と、巻末の資料３「山梨県市町村別民俗芸能一覧」のデータから、山梨県下の民俗芸能の現状を示したい。

【図４】に示したのは、コロナ禍を経た令和６年（２０２４年）度の山梨県内の民俗芸能３７９件について、現況を問うた設問への回答結果である。調査票の選択肢は「実施・休止・廃絶・復活・その他」の５項目を定め、さらに「実施」の中に「順調・危機的・不定期」の３項目を設けた。休止・廃絶の解釈は既に述べたように回答者によって異なるため、分析においては休止に一本化し、「実施・危機・休止」の３種類にまとめている。

この中の「実施」については「順調」に置き換えることもできるが、順調と答えつつも後継者不足などの課題があるとの記述も多く、必ずしも順調といえない状況を踏まえて「実施」と記した。「危機」については、これを実施できていると考えれば「実施」とあわせて６８％が実施となる。しかし「危機」がすぐに休止に陥りかねない状況にあると考えれば、既に「休止」しているものと併せて、５１％が存続の危機にあると捉えることもできる。



【図４】 山梨県内の民俗芸能の現況（２０２４年度）



【図 5】 地域別の民俗芸能の現況

【図 5】は、こうした現況を地域別にみたグラフである。実施の件数（実数）だけみると、中北 83 件（62%）、峡東 25 件（49%）、峡南 28 件（38%）、郡内東部 30 件（35%）、郡内富士北麓 20 件（57%）となる。中北地域は、特に峡北（北杜市・韮崎市）に神楽が密集していることから全体数が多く、実施している割合も高い結果が出ている。実施の割合が特に低いのは峡南と郡内東部の地域であろう。これらの地域で顕著にみられるのは【図 2】でも示したように獅子舞である。敢えて理由を考察すれば、獅子舞は体力を要するためにある程度若い演者が必要とされる点や、舞台のみならず家廻りを行うことへの負担などが衰退の遠因なのかもしれない。しかしいずれの民俗芸能においても、コロナ禍での休止を経たことが継承への危惧や意欲低下を生じさせ、このことが衰退の大きな要因となったことは否めない。

資料 2 山梨県民俗芸能現況調査集計表（2024 年度調査）

地域	市町村	廃絶	休止	危機	実施 (順調)	総数	順調の 割合	獅子 舞	風流 獅子	面神 楽	稚児 舞・ 巫女 舞	三番 叟	風流	獅子	念仏	人形	地芝 居	祭礼 行事	民謡	大鼓	浦安 の舞	計	地域別	
中北	北杜市	2	14	24%	12	21%	32	55%	58		3	0	40	2	0	0	1	0	4	1	0	7	58	35%
	韮崎市	1	3	23%	1	8%	9	69%	13		0	0	12	0	0	1	0	0	0	0	0	13		
	南アルプス市	0	2	11%	2	11%	14	78%	18		3	0	5	0	0	1	0	0	3	1	0	2	18	
	甲斐市	1	4	36%	2	18%	5	45%	11	62%	3	0	2	0	1	0	0	0	3	0	0	11		
	昭和町	0	1	17%	1	17%	4	67%	6		5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6		
	中央市	5	3	27%	1	9%	7	64%	11		2	0	0	0	1	0	2	0	1	2	1	11		
	甲府市	3	4	24%	1	6%	12	71%	17		5	0	4	0	0	1	1	0	3	0	0	17		
	山梨市	2	8	50%	4	25%	4	25%	16		9	0	1	0	0	1	4	0	1	0	0	16		
峡東	笛吹市	1	4	36%	0	0%	7	64%	11	49%	0	0	5	0	0	1	0	4	0	0	0	11	13%	
	甲州市	5	4	17%	6	25%	14	58%	24		1	0	1	0	2	0	3	0	2	0	1	24		
	市川三郷町	0	4	57%	1	14%	2	29%	7		1	0	4	0	1	0	0	0	0	1	0	7		
	早川町	0	2	20%	4	40%	4	40%	10		2	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	10		
峡南	富士川町	0	6	86%	1	14%	0	0%	7	38%	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	7	19%	
	身延町	1	9	29%	8	26%	14	45%	31		18	0	5	0	1	0	0	0	5	2	0	31		
	南都町	0	9	50%	1	6%	8	44%	18		11	0	0	1	1	0	0	0	1	3	1	18		
	丹波山村	0	0	0%	0	0%	1	100%	1		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	小菅村	0	0	0%	2	67%	1	33%	3		0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
郡内東部	大月市	0	16	62%	3	12%	7	27%	26	35%	20	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	26	23%	
	上野原町	2	6	40%	4	27%	5	33%	15		3	5	1	0	0	2	1	0	3	0	0	15		
	都留市	1	11	31%	11	31%	13	37%	35		27	0	0	0	0	1	6	0	0	0	1	35		
	道志村	0	3	50%	0	0%	3	50%	6		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6		
	西桂町	0	1	100%	0	0%	0	0%	1		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
郡内 富士北麓	忍野村	0	0	0%	0	0%	2	100%	2		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9%	
	山中湖村	0	0	0%	0	0%	2	100%	2		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
	富士吉田市	0	2	13%	3	19%	11	69%	16	57%	11	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	16		
	富士河口湖町	2	4	33%	4	33%	4	33%	12		0	0	0	2	0	1	0	1	4	1	0	12		
	鳴沢村	0	0	0%	1	50%	1	50%	2		0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
	合計	26	120	32%	73	19%	186	49%	379		137	7	90	5	7	6	15	15	17	45	12	4		14

4. 民俗芸能を継承する上での課題と保存団体の取り組み

(1) 担い手の不足

1) 高齢化による継承の問題点

前章でみたように、山梨県の民俗芸能のうち 26 件がすでに廃絶しており、120 件が休止、73 件が危機的状況に直面していることが明らかとなった。すでに廃絶した民俗芸能を除く 379 件のうち、休止・危機的状況にある民俗芸能を合わせると 193 件となり、これは全体の 51%にあたる。山梨県の民俗芸能のおよそ半数が継承の危機にあるのである。（資料 2）

民俗芸能の継承の危機の大きな要因は、関係者の高齢化である。調査時点ですでに廃絶となっていた 26 件の芸能についてみても、2000 年代に入り、それまで中心となって芸能を継承してきた世代が高齢化し、芸能を支えることが困難になったことが廃絶に至った原因である。休止・危機的状況にある芸能に限らず、現在実施している芸能においても、関係者の高齢化は、今後の芸能の継承を危うくしていると言える。

高齢化による継承の問題点は、①指導者の問題と、②指導者から芸を受け継ぐ後継者の問題の二つである。

①指導者の問題とは、師匠格であった笛や太鼓の奏者や舞手が亡くなったり高齢化したりすることにより、技を次世代に伝授することが困難になっていることをさす。後にも述べるように、芸能における技は、対面での、見て・聴いて・やってみるという方法で伝授され磨かれていくことが基本である。このため、師匠格の人々がいなくなることは、芸能の継承を難しくする。

②指導者から芸を受け継ぐ後継者の問題とは、指導者がいても、技を受け継ぐ若者がいないという問題をさす。以下の声がその状況を物語る。

- ・新入会員がほとんど見込めず、会員は 70 歳以上が 10 人であり、高齢化が進んでいる。
- ・発足以後 30 数年たちましたが、当初いたメンバーも少なくなり、30 代、40 代の若者も興味を持たず、人材不足に悩んでおります。

「新規加入者がいない」や「舞手の若者がいない」という状況は多くの保存団体に共通している。そこには、若者世代が地域を出て行くことや、民俗芸能そのものへの関心が薄れ、継承しようという意識が弱くなっている現実がある。

2) 少子化と子どもの民俗芸能離れ

少子化もまた地域の民俗文化に与える影響は大きい。山梨県内各地で豊かに行われてきた小正月行事など、かつて子どもたちが担ってきた行事も、その多くを大人が担うようになってきている。また、地域にあった年齢の枠を超えた子どもたちの集団も、そのほとんどが解体しているため、子どもたちの目が地域の文化に向く機会も少なくなっている。少子化の

影響は学校の統廃合にも及び、地域の学校という意味合いも薄れてきている。

とりわけ子どもたちが伝承の主体となる民俗芸能の場合、子どもたちの減少はそのまま存続の危機に直結する。

- ・令和元年（2019年）8月21日開催の総会に於いて、主な構成員である小学生の減少に伴い、人数の確保が困難な状況となり、やむなく一旦休止の結論となる。
- ・子ども太鼓なども行っていたが、小学校の統廃合があり、子どもの練習参加が難しい状況になった。
- ・少子化の影響で、小中学生（男子6人）のメンバー編成が難しくなってくる。女子を含めて編成しても、あと数年で大変な状況になるのは確実だ。

このように、地域の子どもの数の減少が芸能の担い手の確保を難しくし、芸能の将来にわたる継承に不安を抱かせる原因になっている。

こうした子どもの数の減少の他に、子どもたちの生活スタイルの変化も芸能の継承に影響を及ぼしている。小学生から塾や習い事に通う日常生活は、民俗芸能の練習に参加することを難しくしている。また、地域の民俗芸能そのものに直接触れる機会も少ないため、子どもたち自身が民俗芸能に関心を持つことができなくなっている。子どもたちの参加を募っても、なかなか集まらないという子どもたちの民俗芸能離れの問題は深刻である。

なかでも、芸能を習っていた小学生が中学生になると行事に出てこなくなり、高校進学を機に村外へ転出する関係で、後継者不足が進むという例は非常に多い。練習を積んで習得した子どもたちが、成人した後も参加できる環境をどう整えるかが課題だという。さらに子どもがいても、指導者が高齢化によっていなくなるという問題も生じている。

3) 担い手不足への対応

民俗芸能の担い手不足に対しては、さまざまな工夫や努力がなされている。地区在住の人々に限られていた担い手を、地区外の居住者にまで拡げて芸能を存続させている団体もあれば、男性に限られていた役割を女性に拡げる例もあり、各団体でさまざまな対応が試みられている。

- ・団員の高齢化に伴う退団は以前から散見されていましたが、例大祭をはじめ普段から境内に団員募集の掲示をするなど団の活動を紹介する周知活動に努めています。その結果、居住地域に拘わらず近隣市からの新規団員の加入や移住者で練習の見学に来るなど、神楽に興味を持たれる方も出てきております。
- ・移住者も積極的に受け入れて、演者も観覧者も活気がある。3年前にフランス人男性の舞手が、今年から音大で笙経験のある人を含めて3人の女性が加わった。いずれも本人達の志願。

以前は地区内に居住する人々で担っていた民俗芸能を、地区出身者で現在は地区外に居住している人や、地区にゆかりのない人にも広げるなどして、担い手不足に対応している。

子どもが伝承の主体となる芸能の場合、子どもの有無がそのまま芸能の存続に直結する。先にも述べたように、小学生の時に参加していた子どもたちが中学生になると参加しなくなったり、高校進学を機に他所へ転出するなどして民俗芸能から離れていくという、子どもたちの民俗芸能離れは深刻な問題である。

こうした子どもたちの民俗芸能離れへの対策として、学校教育を巻き込んだ取り組みもいくつか試みられている。

- ・毎年、地元の小学校の校外学習で神社を見学し、宮司から神社の由来を聞いたり神楽の見学を行うなど、子どもたちに地元の伝統文化に興味を持っていただく機会をいただいております。今後の神楽の継承に繋がっていくことを期待しております。
- ・小学校の運動会において、全校児童が綾棒踊り保存会の一員として伝承の踊りを地域・保護者に公開している。

他にも神楽普及のために学校教育に期待する声もある。これまでも、民俗芸能は、学校教育の中で「調べ学習」（総合的な学習の時間）の対象となったり、社会科などの教材になったり、学園祭や運動会等が上演の機会になることはあった。そうした活動が、直接的に芸能の担い手不足を解消することになるわけではないにしても、子どもたちやその保護者を民俗芸能と出合わせる機会となっていることは確かである。

(2) 囃子・踊り・舞の技の継承に関する問題

1) 指導者の減少と譜面化・映像化の問題点

民俗芸能は、囃子などの音楽にしても踊りや舞などの身体表現にしても、本来、技術を継承する師匠から弟子へと対面で技が伝承されてきた。そのため、民俗芸能の技を継承する上で、指導者の絶対的な不足は深刻な問題であり、コロナ禍を経てそれが一層顕著になっている。これに対していくつかの対策が講じられている。

笛などの音楽（囃子など）の伝承に関しては、「笛を吹く人が少ないため、ビデオに記録するか、誰でもわかる譜面を作るか」といった対策を考えている団体は多い。すでに譜面を作り、指導者不足を補うという方法を取っている地区もある。また「口伝での指導の厳しさ」という根本的な問題を指摘する例も見られた。口伝による伝承は未経験者にとってはハードルが高く、指導の厳しさ、習得の難しさから新規入団者が諦めてしまう要因の一つにもなっており、そのような理由から譜面を使う団体もある。

民俗芸能の芸能態の保存の観点から言うと、こうした方法には問題も指摘されている。邦楽の音階を西洋音階の譜面に落とすことで、邦楽独特の微妙な音や指使いなどの伝承が途切れる可能性が大きいというのがその理由である。そのため本来は譜面化せず、対面で、口伝

によって伝承することが望ましい。しかしながら、指導者の不足によって口伝での伝承が不可能になった地区も増加しており、指導者の絶対的不足という今日的な状況のもとでは譜面を使って伝承するしか方法がないという現実がある。従って、指導者の減少という各地区の現状では、苦渋の選択として譜面化せざるを得ないのである。譜面化したことで笛の担い手を確保できた地区は多い。譜面化が進んでおらず危機的状況になっている地区からは、譜面化のための支援を望む声もでている。

一方、譜面があることで笛の伝承はできても「踊りや太鼓は身体で覚えるために、伝承の過程で芸態が変容する可能性がある」ので、そこに不安を感じるという声もある。身体性を伴う踊りや演技は対面での直接的な教授なしには十分に伝承できないため、指導者が減少していることの影響は大きい。そのため「演奏はCDで渡しているが、舞についてはビデオ等が無いのでビデオで残したい」といった要望もだされている。また、直接的教授が難しくなったために映像記録を活用している地区もすでに出ている。例えば「以前の撮影がDVDで2年分残っている」「指導者が不足しているため40年ほど前に記録した映像を基に練習を行っている」といった例がある。芸態だけでなく飾り物や作り物の製作についても同様に、「笛や太鼓などの継承や、毎年作る花や飾りも、ビデオや資料を作って残している」というように、それらの製作手順を自ら記録映像として残している団体もある。

これらの映像資料は重要で、その活用は有効だが、地区に残る映像は伝承を念頭においてこと細かに撮影した物ばかりとは限らない。そのような映像の利用には限界がある。とはいっても、映像は芸能を伝承するために有効であり、今後は伝承を念頭に置いた質の高い映像資料を残す努力が必要である。

2) 笛・太鼓など囃子方や裏方の不足による影響

民俗芸能は中心となる舞手だけでなく、笛や太鼓などの囃子方や、直接芸能に関わらなくとも裏方を担う人員も必要である。高齢化に伴う担い手不足の問題がここでも顕になる。

楽器の演奏に関しては修練が必要とされるだけに、指導者不足やコロナ禍での練習時間の短縮の影響は大きく、熟練した囃子方の育成ができないという団体もある。週二回の練習を一回にするなど、練習時間の短縮は、数多くの曲目の習得を困難にし、そのまま上演可能な演目数の減少につながっている。

囃子方を確保できない場合、録音音源を使って練習し、あるいは本番もそれで演じざるを得ない状況も生まれている。その場合、アナログ音源（カセットテープなどの音源）を使用している地区が多く、テープの劣化で音源が失われる瀬戸際だと訴える声もあり、「練習用の囃子や通り囃子がカセットテープのため、早急にデジタル化したいが方法が分からない」といった技術支援の要請も出ている。

前にも述べたように、祭礼などの伝統行事には、直接的に芸能に関わる人員だけでなく、食料の調達（例えばお弁当作り）や衣装や道具の修繕など、いわゆる裏方の仕事に携わる人も相当数必要である。女性たちがその役目を担うことが多いが、人口減少に伴い、例えば「料

理を持ち寄るのが大変」などの意見によりそれが廃止される例もある。このようにして芸能が披露される祭りの場それ自体が、変容する事態も起こっている。

3) 保存会同士の連携の難しさ

県内の民俗芸能には類似する芸能のものや、芸能史的に同系統の芸能と思われるものもある。現在地区の人口が減少し、担い手や後継者が不足する事態になっていることは再三述べているとおりであり、悩みを抱える保存団体（保存会）は数多い。素人考えでは、同じような芸能ならば、合併して伝承を続ければよいと考えがちであるが、一見似たような芸能でも芸能母体それぞれで微妙に芸能は異なる。「少しずつ違いがあるため合同はできない」との声も上がっている。単純な連携を安易に進めることはできない。各団体の抱える問題は類似していることが多いにもかかわらずどこに相談すべきかわからないという声もあり、保存団体同士の情報交換の場は必要であると思われる。この点は後に触れる。

(3) 継承を阻む社会環境

1) 経済的ダメージ

今回の調査では、楽器・用具・衣装等の道具類、および神社神楽殿・拝殿・道具倉庫など、伝承に必要な道具や建物などの施設の劣化・老朽化を訴える声は多く、道具類の修繕や新調がどの団体でも重要課題となっている。「獅子頭や太鼓等道具、法被等衣装、提灯等備品は老朽化しており、新調や修理をしたいが財源が乏しくて困っている」「面等が古くなり修理しているが、財源が乏しく毎年1個～2個修理するのが現状」、「太鼓の皮も30数年使っていると傷みが出ているが張替えは40数万円必要」といった具体的な要望は多い。

しかし、氏子の減少、人口減少にともなう保存会会員の減少により財源が乏しくなり、道具の更新や上演場所の維持・修理ができない団体は多い。財源不足の第一の原因は氏子・保存会会員の減少であるが、獅子神楽のように各家庭を訪問し舞を奉納して奉納金を受け取るような芸能の場合、次に述べるように、コロナ禍以降依頼する家庭の減少により奉納金額が減少しているという例もある。

そのほか、財源不足により活動資金全般の調達に苦慮するという意見もある。例えば地域外からの参加者を募るための広報・宣伝を行いたい、その財源を確保できないといった状況である。

2) 活動の場の維持管理に関する問題点

老朽化した神社の修理には財源以外の問題もある。上演の場である神社の社殿は区の共有財産であるため、保存会としての維持管理が難しく、どのように維持管理していくべきかが課題があるという地区もある。また、保存会を維持できずに解散し、神社の氏子組織で芸能を保持することになった地区も現われており、行政からの支援を受けにくい状況が生まれている。

3) 資材調達の難しさ

民俗芸能および神事には特別な資材による作り物が必要な場合もある。例えば勝沼町の藤切祭りの場合、大善寺周辺から採取する「藤の根」が必要だが、これが不足しているため、立てる柱の長さを短くして開催しているという。資材が調達できないために祭り・行事のやり方に変更を余儀なくされたという例である。

4) 保存会への負担の集中

ある地区では、以前は各家から料理を持ち寄って行事が進められていたが、人口減少等の事情により各家庭への負担が増加したため、料理の持ち寄りを廃止した。その結果料理などすべての手配を保存会がせざるを得なくなり、そのため保存会に掛かる負担が労力的にも資金的にも増加し、ついに保存会の解散に至ったと報告されている。解散にまでは至らなくとも、高齢化による保存会会員の減少に悩む団体は多く、複数の役割を一人で兼務せざるを得ない中、会員一人一人に掛かる負担は以前より重くなる傾向にある。このことが保存会の継続を阻む要因の一つともなっている。

5) 生業の変化などに伴う練習時間の減少

県内のどの地区でも、練習時間は減少する傾向にある。次に述べるように、コロナ禍のもとでの集会制限により練習時間が減ったという事例がある。もっとも、練習時間が減少した原因はコロナ以外にもある。かつては会員に農業従事者が多く、就業場所と居住地区が近かったことから、食事の後に集合して練習する時間を取ることができた。しかし現在は会社勤めなどの俸給生活者が増加し、就業場所が居住地区と離れてしまっている。その上、労働時間も長いため、十分な練習時間を確保できなくなったという声も聞える。練習機会を増やす取り組みや会員のモチベーションを高める取り組みが急務であるという意見が出されているが、具体策は見いだせていない。

6) 発表の場の減少

民俗芸能の上演の場がなくなり、伝承の場が減少したことの大きな原因の一つは、次に述べるコロナ禍の影響である。地元の祭礼や催しなどの機会に演ずるだけでなく、各種芸能大会に参加するということは保存団体にとっては大きなモチベーションになっていたもので、それらが中止されたことは大きなダメージであった。しかし、発表の場の減少の原因はコロナ禍だけではない。人口減少により祭礼の実施自体が中止されたことで、芸能を奉納する場、上演の機会がなくなったとする声もある。芸能を披露する場が減少している現状を危惧する団体は多く、芸能を伝承していくモチベーションを維持する上で、発表の場が多く設けられることを望む声は根強い。

この点については、技能の伝承の項で述べた譜面化の問題と同様の問題が指摘されている。地元の祭礼などで芸能を奉納するのに比べると、民俗芸能大会など舞台上での上演は芸

態や演目の改変や、上演時間の短縮が行われることが多い。つまり、民俗芸能の保存の観点からいえば、必ずしも好ましいものではないのである。しかしながら、保存団体にとっては、発表の機会は地元だけでなく多くの人々の目に触れる場であり、このことが民俗芸能の伝承に対するモチベーションになっているという意見も多い。伝承者の視点から言えば、練習した芸能の発表の場が多く設定されることは意味があるといえよう。

(4) コロナ禍の影響とそれに対する打開策

「コロナ以前から人員の老齢化、減少が続いていたが、コロナの3年間でそれに拍車をかけた」という声に現われているように、新型コロナウイルスの流行は県内の民俗芸能にきわめて大きな影響を与えた。コロナ禍は、民俗芸能存続の危機ともいえるべき状況に拍車をかけ、芸能そのものとその運営方法を大きく変えるきっかけになった。この点については、これまでも度々ふれてきたが、ここで改めてコロナ禍のもとでの民俗芸能の状況とコロナ禍後の変化、保存団体の新たな取り組みについてまとめておきたい。

1) コロナ禍の状況

新型コロナウイルスが流行した令和2年(2020年)からの2、3年間の社会状況は、県内の民俗芸能にも大きな影響を与えた。中国で新型コロナの患者が確認されたのは令和元年(2019年)末であるが、翌2020年2月からは日本国内でも、都道府県や市町村の開催するイベント・会合・祭りなど人が集まる催しは中止となった。その後2年間にわたって日常生活には様々な制限がかけられ、県内の民俗芸能はこの間に深刻な影響を受けた。民俗芸能の上演の場である祭りや行事は中止され、民俗芸能自体も「休止」を余儀なくされた。「休止」を経て復活できた場合も、芸能の小規模化や簡略化など様々な変化がおきている。

2) コロナ禍後の民俗芸能の変化と新たな取り組み

今回の調査では、200以上の保存団体がコロナ後に「変化があった」と回答している。コロナ禍のもとでの休止を挟んで復活を果たした団体からの回答を見ると、休止は解消したものの、芸能の小規模化・簡略化、練習機会の減少といった、継承が困難になる方向での問題が発生しているという。一方、数は少ないが、コロナ禍を機に、演者の範囲を拡大するなど積極的な打開策を試みる団体も出てきている。コロナ禍は民俗芸能に何をもたらしたのか、以下にその要点をまとめる。

①芸能の小規模・簡略化

コロナ禍以降、芸能の奉納場所を減らしたという声は数多い。特に獅子神楽では、家廻りをやめて公民館や道祖神場など限られた場所でのみ上演するようになったという声が多く聞かれた。

- ・コロナ前は神社のみではなく、区の役員の自宅でも神楽の舞を行っていたが、現在（令和5年（2023年）、6年（2024年））は神社のみとした。
- ・村舞は全戸を回っていたが、地区ごとに代表的なところのみ村舞を行っている
- ・各家へまわっていたものを、コロナを理由に、道祖神での奉納で終わってしまうことがコロナから続いている。

また、芸能の規模を縮小したり、簡略化するケースも各地で見られる。具体的には、演目数を減らしたり、上演時間を短縮したりという方法である。

- ・コロナ禍による休止前は6演目だったが、2演目に変更した。
- ・演目数も減らし、時間も短縮している。
- ・各戸上演を維持している。演目数を減らすことにより会員の負担軽減を図り、（各戸での上演という）伝統継承を優先した。

運営面の変化としては、ある獅子神楽では、上演した家での飲食提供を辞退し、半日で終了できるように行程を変更したという。当日終了後の飲食も取りやめている。その他、固定した祭日に開催していたものを休日開催に変えたり、前にも述べたように、女性や地区外の人参加を認めたりするなど、芸能の開催日や組織を変更したという例がみられる。

②技術継承の弱体化と練習方法の変更

コロナ禍を経て、経験者の減少や練習の短縮化によって、芸能の技術継承が難しくなったという声も各地で聞かれる。先に見たように、コロナ禍以降上演場所や回数を減している地域は多く、上演回数の減少は舞手の練度にも影響を及ぼしている。また、舞や笛・太鼓といった楽器の演奏は対面で直接指導されるため、技術の習得には相当な修練が必要となる。こうした直接指導の機会が減ることで技術継承が困難になったと指摘する声も少なくない。

- ・楽譜がないために、笛や太鼓の習得に際し大変苦慮している。
- ・踊りや太鼓は体で覚えるために、継承の過程で変容してしまう可能性がある。
- ・口伝での指導の厳しさや、地域内の人間関係が新規入団の壁になっている。

いずれにしても、楽器の演奏者がいなくなることは芸能自体がなくなることにつながる危険性がある。このためコロナ禍以降、各団体では新しい練習方法を導入している。練習の回数や時間を減らして担い手の負担を減らすことは、その方法の一つである。

- ・月1回の練習から、祭典1週間前の練習のみとなった。
- ・練習も週2回を1回に減らした。

- ・練習も1時間と決めた。

また、技術の継承に映像記録を活用している例も見られる。

- ・笛や太鼓などの継承や、毎年つくる花や飾りも、ビデオや資料を作って残している。
- ・指導者が不足しているため40年ほど前に記録した映像を基に練習を行っている。

これまで映像記録等を活用してこなかった団体からも、今後は、技術の継承のため映像記録を活用した練習方法を取り入れたいという意見が出ている。

- ・演奏はCDで渡しているが、舞についてはビデオ等が無いのでビデオで残したい。
- ・笛を吹く人が少ないため、ビデオに記録するか、誰でもわかる譜面を作るか。
- ・練習用の囃子や通り囃子がカセットテープのため、早急にデジタル化したいが方法が分からない（ので教えてほしい）。

③継承意欲の低下

「伝統芸能への関心が薄れている」という声に集約されるように、若者層の伝承意欲の低下は、コロナ禍以降さらに進んでいる。この世代が民俗芸能に関心を持たなければ、民俗芸能の継承は難しいという危機意識は、多くの団体に共有されている。

- ・（民俗芸能に）興味をもってもらうことが非常に難しい時代。
- ・30代から40代の若者も興味を持たず、人材不足。

こうした「民俗芸能離れ」ともいうべき現象は、若者層だけの問題ではない。芸能の上演場所となる個人宅でも、近年は次のような声が上がっている。

- ・（自宅で舞われると）家が落ち葉まみれになる、接待が夜遅くまでかかり大変。
- ・3～4年前から活動なし。地域の方々から、大変だからもう辞めてほしいという声上がり、休止となった。演目を減らして継続しているが後継者が少なく絶滅危惧。

今後、このような否定的な意見が多数派になれば、民俗芸能は変容を余儀なくされるであろう。こうした否定的な意見の背景としては、民俗芸能に接する機会が減ったことがあげられるのではないかと。コロナ禍以降「祭典が簡素化され、（民俗芸能を）披露する機会が減少した」という声を多く聞が、民俗芸能に親しみ、理解を深める機会は確実に減少している。地域の人々の民俗芸能に対する理解を深め、民俗芸能を担う側のモチベーションにも繋がるような取り組みが急務である。

④変革への動き

調査票の回答欄には「少子高齢化を迎え、従前の範囲を超えた体制で伝統文化の保存に務める思考的な変化が必要な時代と考える」という意見や、「各組をまわる当番氏子制は、あと数年で限界を迎える」といった危機感が表明されている。こうした声に代表されるように、コロナ禍以降の民俗芸能存続の危機に直面して、多くの団体が変革の必要性を訴え、実際に取り組みを始めている。

第一に「外部からの参加者を募る」という方法があげられる。ある団体では、神社境内などで団員募集や活動紹介の告知を行った結果、近隣市からの新規加入があったり、移住者が練習の見学に来るなどの成果が出ているという。また、保存会の会長に地元在住者以外の人が就任したり、市役所職員の若手有志が行事に参加したりする例も現れている。

第二に、「女性の参加を積極的に進める」という試みもみられる。従来は男性に限られていた芸能に、女性の参加を認める例も少なからず出てきている。ただし、その一方で、女性を参加させることへの抵抗感を示す意見もあり、地域の合意形成は簡単ではない。

そのほか「町内の神楽団が集まり年1回研修会を行っている」といった、複数の保存団体が集まる機会や学習の機会を設けている例もあれば、コロナ禍を契機に、SNSを活用した情報発信に努めるなど、ある種のDX化（デジタルトランスフォーメーション）を進めようとしている団体もある。このように、各保存団体では従来のやり方を変革していこうとする取り組みが始まっている。

その一方で、興味を持ってくれる学生や地域外の若者といった新たな担い手を募って芸能の継続を図りたいが、PRが難しくそのための資金も不足しているという声もあがっている。意欲のある団体に対する技術的・資金的支援が望まれる。

(5) 保存団体から県・市町村への要望

民俗芸能の維持・継承に資する対策はさまざまにあるが、少子高齢化のような、民俗芸能だけでは解決できないような社会的問題に起因する課題も多い。また継承者の取り込みなど、保存団体や地域コミュニティの努力が必要とされる対策もある。しかし一方で、行政による文化財保護政策の一環と捉えられる問題もまた存在する。

これまでに言及した事項もあり、重複する記述とはなるが、以下に各保存団体から行政に対する要望として出された事項、あるいは行政による対処が妥当と思われる事項についてまとめておく。

1) 用具・衣装等の修理・新調のための補助

行政の対応が妥当と思われる課題として、最も多く挙げられたものに、用具・衣装等の修理・新調に関する資金難がある。元来、民俗芸能あるいは祭礼に関わる用具や衣装は、地域コミュニティの経費や社寺への寄進等で賄われてきた背景がある。しかし人口減や社会構造の変化により、そうした手段がなくなりつつある昨今、用具や衣装が劣化し、継承に支障

を来している保存団体は少なからず存在する。既に述べたものもあるが、以下にその具体例を示す。

- ・獅子頭や太鼓等道具、法被等衣装、提灯等備品は老朽化しており、新調や修理をしたいが財源が乏しくて困っています。まずは現状調査だけでも早急に行う予定です。
- ・会員の衣装を揃えたいが財源が少なく個人負担が多い
- ・面等が古くなり修理しているが、財源が乏しく毎年1個～2個修理するのが現状です。
- ・衣装等老朽化しておりますが財源が乏しい。
- ・神楽殿、衣装、面なども古く破損しているが、氏子数の減少もあり財源も乏しく修理できない。
- ・お祭りの花代（お祝い）も減ってきており、衣装や道具の新調、修繕もできなくなっている。

いずれも財源不足を嘆く声である。ほかにも「新年の拝賀式の予算は氏子から500円集めるが宮司を呼ぶ程予算が無い」「財源が乏しく老朽化した神社等の修復も難しい」といった声も上がっているが、宗教的色彩の強い内容に関しては、行政支援は難しいであろう。しかし文化財保護の観点からいえば、未指定を含めた用具・衣装等の修理・新調は、民間支援の紹介なども含めて行政の対応すべき課題と言えよう。これは財源だけの問題ではなく、修理・新調に伴う学術的考証・記録も必要とされる問題だからである。貴重な有形資料の価値を損なわないためにも、修理・新調には行政に関わることが重要といえよう。

2) 記録保存に対する補助

民俗芸能の習得に、映像や音声データを用いている団体は多い。また記録として残している団体も多く、近年は撮影・録音方法も容易になったことから、気軽に映像・音声を用いた継承・保存が可能となっている。しかしそうした中でも記録ができないといった課題が挙げられてきている。これは文化財行政がいち早く対応すべき事項といえよう。具体的な声を以下に挙げる。

- ・練習用のお囃子や通り囃子がカセットテープのため、テープが伸び早急にデジタル化したいが方法が分かりません。アドバイス等いただけると助かります。
- ・写真や映像には以前に撮影してもらった事があり、DVDの形で2年分残っています。今後もビデオカメラがあれば、映像に残していきたいです。
- ・楽については現在の会員にCDにて渡していますが、舞についてはビデオ等が無い為年長会員から聞く程度なのでビデオで残したい。
- ・継承のためにビデオに記録したいと思います。
- ・笛や太鼓などの継承もビデオやパソコンのデータに残すようにしております。伝統で毎年

作る花や飾りなども、ビデオや資料を作って残していますが、実際教わる人たちも減ってきている。

こうした問題は、補助金で対応することも可能だが、基本的には当該市町村あるいは県が主体となって記録事業を継続的に行うべきであろう。記録は記録するのみに止まらず、アーカイブ化、情報発信と一連のものとして考える事項である。また旧来のアナログ録画・音源などの速やかなデジタル化も必須である。

譜面作成も記録事業の一環だが、既に（２）の１）でも述べたように、五線譜による譜面化は必ずしも民俗芸能の継承に効果があるとは言い難い面もある。基本的にはその地域での伝授方法に鑑み、それを補助する記録作成を考慮すべきである。

3) 公演機会の創出

行政でなければ不可能に近い事業として、公演による普及が挙げられる。例えば以下のような声がある。

- ・練習機会が増えるような取り組み、モチベーションが上がるような取り組みが急務。
- ・神楽団は人数が若干増加しており、今年度は全ての演目を若年者を中心に行い、継承は順調に進んでいます。また、小学生を中心とした少年神楽団は、太鼓が足りないほど人気があります。しかし、やる気のある子どもたちがいる一方で、地域の大人（区会、町内会）の人数不足により、お祭りが縮小傾向にあり、演奏の機会が減少しています。神楽を披露する場が少なくなっているため、ぜひそのような行事を創出していただき、またお誘いいただけると幸いです。
- ・区会の人員不足により、お祭り自体がなくなってしまうのではないかと危惧しています。団として継承はできているものの、そもそもお祭りがなくなってしまうと、獅子舞を披露する場が失われてしまいます。今後は祭りの担い手についても真剣に考えていかなければならないと思っています。

モチベーションを上げるという課題は、若手伝承者の確保ともつながってくる。一方で、芸能を披露する場である祭礼自体が縮小や休止となり、披露の機会が減っていることはモチベーションを下げてしまう。また観客の極めて少ない祭礼なども同様である。かつては信仰的意義や義務的な使命感から継承していた伝承者たちも、現在では人に見てもらうことでモチベーションが上がるという若手継承者が増えている。また他団体との交流を図れるという意味でも、民俗芸能公演は貴重な機会となろう。

こうした民俗芸能公演は、単独の団体で行うことは難しく、市町村や県単位での開催が妥当と考えられる。出演が負担になるという可能性もあるが、市町村民、あるいは県民に民俗芸能の存在と魅力を普及させるための措置としても、公演機会の創出は重要な課題である。

4) 学校教育との連携

継承者としての子どもを育成するために、また普及目的としても学校との連携を望む声がある。以下の例については既に紹介したが、重ねて要点を示す。

- ・地元の小学校の校外学習で神社を見学し宮司から謂れを聞いたり、神楽の見学を行うなどして子どもたちに地元の伝統文化に興味を持ってもらうように努めている。今後の神楽の継承に繋がっていくことを期待している。
- ・小学校運動会において、全校児童が保存会の一員として伝承の踊りを地域保護者に公開している。
- ・神楽普及の為、神話学習等があれば子供たちにも舞の意味が理解されやすく、神楽の普及につながる。

あまり宗教的な側面が強調されないよう配慮は必要だが、学校との連携は文化行政の管轄範囲である。小学校では社会科の郷土学習や総合的な学習の時間等で地域文化に触れる機会は全国的にも増えているが、一方で教員への周知や保存会側の負担など課題もある。

5) その他

その他にも、次のような声がきかれる。

- ・町内の神楽団が集まり年1回研修会を行っている。
- ・いずれは新しい観光の目玉となるよう努力したい。できれば民謡の専門家派遣で手ほどきを受けたいが、申請方法等がわからない。
- ・地域住民の人口が減少している状況においては、こういった関係人口などの新たな担い手による芸能の継続を図っていきたいが、PRが難しくまた資金も不足しているため思うように進んでいない状況がある。

個々の課題は漠然としているが、こうした課題の解決策の一つとして、次章にも述べるように、保存団体同士のネットワーク化が考えられる。複数の団体で課題を共有することで得られる安心感や、課題解決に向けての協力体制の構築などネットワーク化の意義は大きい。他県では、用具・衣装等の共同購入など実利的な面においても有益な取り組みを行っている例もある。文化財行政がこうしたネットワーク化を働きかけることも重要であり、そのためにも、行政が保存団体に対する相談窓口を設けることも必要である。

5. 無形・民俗文化財部会から県・市町村への提言

今回の調査によって、県内の民俗芸能をめぐる危機的状況がきわめて深刻なレベルにあることがあらためて確認された。民俗芸能の維持・継承のために必要な対策を講ずることは、今や待ったなしの課題である。4の(5)でも述べたように、各保存団体からも県および各市町村にむけて民俗芸能を継承していけるように力を入れてほしいという要望が多数出されている。行政としても、これらの声に早急に応える施策が求められている。以下繰り返になるが、各保存団体からの要望をもとに、①民俗芸能の担い手・後継者の確保に関する支援、②発表の場の創出と情報発信に関する支援、③舞や囃子等の技能の継承に関する支援、④民俗芸能の記録作成への支援と音声・映像記録の公開、⑤用具類の補修・新調その他保存団体の活動に対する資金面での支援、の各項目について、今必要な施策を提言する。最後にそれらの施策を着実に実現するための体制作りとして⑥行政と保存団体との連携、及び保存団体のネットワーク作りの必要性を提唱したい。

(1) 民俗芸能の担い手・後継者の確保に関する支援

これまでに示した調査結果から明らかなように、民俗芸能の維持・継承に関する最大の問題は担い手不足、後継者不足である。既にみたように、各保存団体はこの問題を克服すべく様々な努力を重ねているが、決定的な解決策を見いだせていないのが現状である。県や市町村としては、保存団体の切実な声に応えるべく早急に支援策を講ずるべきであろう。

担い手の高齢化や地域の過疎化などへの対応策としては、旧来の伝承地域外に在住する人を含め、地区内外から参加者を募集する取り組みが既に各地で行なわれている。地域の事情によってその成果は一様ではないが、そうした取り組みに関する情報を集約・共有し、必要に応じてそのノウハウ(募集の対象や広報の仕方に関する情報)を保存団体に助言する仕組みを設ける必要がある。このため、県や市町村の文化財担当部署に相談窓口を設け、保存団体のもっている情報を集約するとともに、各団体からの相談に応ずる仕組みを設けることを提案したい。あわせて、広く参加者を募る広報活動を行なうための県、市町村による経済的支援を求めたい。

市町村の広報に地域の民俗芸能や伝統行事・祭事に関する情報を掲載してほしいといった要望もいくつか出されている。県や市町村は、上に述べた窓口を通して民俗芸能の広報について助言・支援する必要があるが、その場合一過性の広報にとどまらず、継続的な広報活動を支援していくことが求められる。

担い手不足へのもう一つの対応として、これまで参加を認められなかった女性(女兒)の参加者を募る取り組みも、既にみたようにいくつかの地域で行なわれている。女性の参加については、地区内での合意形成が難しい場合もあるが、女性の参加が民俗芸能の維持や活性化に繋がっている例もみられる。県や各市町村は、相談窓口を通してそうした女性参加の取り組みに関する情報を共有し、必要に応じて募集を目的とする広報の仕方などを保存団体

に助言することが求められる。

次世代の後継者育成については、学校教育との連携（校外学習・小中学校と保存会との連携）も重要な課題である。今回の調査結果でも、子どもたちに地元の伝統文化を紹介し、興味を持ってもらうために校外学習で地元神社の見学や歴史の学習を行い、あわせて神楽の見学を行っている小学校の例や、全校児童が保存会の一員として運動会で民俗芸能を演じて、地域住民に披露している小学校の例などが報告されている。いずれも、小中学生の頃に地元の民俗芸能に親しみ、その意義づけを学習する場を学校教育と連携して作っていきこうという取り組みである。県・市町村としてもこうした動きをサポートする必要がある、有効な取り組みに関する情報を共有し必要に応じて保存団体に提供することが求められる。

また、子どもたちに神楽を普及するため、演目の題材となった日本神話を学習する機会を設けたうえで神楽の実演を行なうという試みも提案されている。先にもふれたように、宗教的な側面が過度に強調されないよう配慮する必要はあるが、子どもたちの神楽への理解を深めるために演目内容について知識を深めることは有効と考えられる。

(2) 発表の場の創出と情報発信に関する支援

コロナ禍によって、祭りで芸能を奉納する機会が失われたり、地域のイベント等で芸能を披露する場が失われ、結果として民俗芸能に対する意欲が低下したといった声は今回の調査で少なからず聞かれた。民俗芸能を維持する動機付けとして、芸能を披露する場（発表の場）の存在は重要である。発表の場があれば、練習時のモチベーションも上がり、地域の人々の民俗芸能に対する関心も自ずと高まる。県や各市町村には、民俗芸能の発表の場を積極的に創出することが求められる。以前に行なわれていた山梨県民俗芸能大会や現在も持ち回りで行なわれている関東ブロック民俗芸能大会等、県内で民俗芸能を発表する機会はいくつか存在するが、対象を国・県指定の民俗芸能以外にも拡大し、県内全域、県内の各地域ブロック、市町村など、多様なレベルで芸能を披露する機会を設けることが望ましい。大月市、笛吹市など市レベルで発表の場を設けているところもあるようだが、県や市町村にはそうした催しを積極的に支援し、また催しについて広報等を通じて周知することを求めたい。

市町村の広報に民俗芸能や伝統行事に関する情報を掲載してほしいという要望については先にも触れたが、こうした情報発信も民俗芸能や伝統行事に対する人々の関心を高め、担い手のモチベーションを高める上で有効な施策である。国・県指定の民俗文化財については既に行なわれている施策ではあるが、対象をさらに広げて、県や市町村の文化財紹介のウェブサイト上に芸能の種別リストや地域分布、年間の行事暦等を掲載し、ここから個別地域の芸能や行事の紹介ページに飛ぶような仕組みを構築することが必要である。芸能・行事の紹介ページでは、その芸能の特徴的な部分を映像配信できるようにすればなおよい。

(3) 舞や囃子等の技能の継承に関する支援

担い手の確保とともに保存団体にとって切実な課題は、舞や囃子等の技能をどのように

受け継ぎ、次世代に伝えていくかという技能継承の問題である。

今回の調査でも、先にみたように、笛の伝承者が少ないので採譜して譜面に残すか録音して音源を残したい、神楽笛や太鼓など囃子の譜面化を進めたいといった声が聞かれた。民俗芸能を譜面化することの是非については4の(2)でもふれたように様々な意見があるが、師匠役の伝承者の高齢化により従来の教授方法では技の継承が難しくなりつつあるのも事実である。録音して音源に残す、映像記録を作成する等の対処方法とあわせて、採譜して譜面に残すことも一つの方法として考えるべきであろう。譜面化には専門知識が必要なので、県や市町村にはそのための助言や専門家の紹介、そのための資金面での支援が求められる。

舞や踊り、所作等の映像記録の作成や、行事に用いる用具の作成、飾り付けなどの映像記録の作成も、技能継承の重要な方法である。こうした記録作成は、これまでも各保存団体に進められた例は多いが、作成された記録映像の質は様々であり、舞や囃子を再現できるだけの質を有するものばかりではない。今後のために、舞の動きを録画した記録映像を作成したいという要望はすでにみたように根強いが、撮影機材が不足している、「カメラがあれば撮影したい」といった声もあり、技の継承に役立つ映像記録を作成するためには技術的な助言や支援が不可欠である。県や市町村は、各保存団体に撮影機材・録音機材等を貸し出すことに加えて、撮影・録音を行なう際の技術的な助言をおこない、さらに要望のあった団体には技術者が出向いて撮影・録音するといった柔軟な対応が求められる。特に廃絶の危機にある民俗芸能の場合、芸能の継承(または復活)に資するような質の高い記録写真や記録映像(動画)、音源に対する需要は相当高いとみられる。県や市町村としてもそうした要望に応えるべく、上記の窓口を通じて情報提供や技術的な助言・支援を行なう必要がある。

新規の記録作成とともに、今緊急に対応すべき課題としては、保存団体が保有している既存のアナログ媒体による映像資料や音声資料のデジタル化がある。既に述べたように、調査の過程では、囃子を録音したカセットテープや舞を録画したビデオテープを保有している団体から、カセットテープやビデオテープが劣化しつつあるので至急デジタル化したい、対処の方法を助言してほしいといった要望が少なからず寄せられている。アナログ媒体による映像・音声資料のデジタル化は喫緊の課題であり、県や市町村は希望する団体に早急に情報提供等の対策を講じる必要がある。

技能の継承に関しては、このほかにも、舞や唄、囃子などの指導者の紹介や派遣について要望が出された。例えば、コロナ禍以前に行なわれていた、紙漉き職人が見学者の前で紙漉きしながら唄を聴かせるというイベントを復活したいので、この機会に民謡の発声指導の講師を派遣してほしいといった要望がある。この紙漉きは文化財指定されていないが、こうした未指定の団体についても指導者の派遣や資金面での支援を検討すべきであろう。

(4) 民俗芸能の記録作成への支援と音声・映像記録の公開

民俗芸能の記録作成には、今述べたような技の継承に資するものという意味合いだけでなく、廃絶の危機にある民俗芸能の記録保存や県内の民俗芸能の地域的特色や歴史的展開

を明らかにするための基礎資料の収集といった、学術的な意味合いも含まれている。とりわけ廃絶の危機にある民俗芸能の場合、一度伝承が途切れてしまえばその芸能の様態も地域的・歴史的特色もわからなくなり、その学術的な価値を明らかにすることはできなくなる。このことは、県民の共有財産でもある貴重な文化財の一つが、私たちの世代で失われてしまうことを意味する。このような事態を回避するためには、県内各地の民俗芸能——とりわけ危機的状況にある民俗芸能について、できる限り詳細な写真撮影、動画撮影、音声録音を行い、記録として残していく必要がある。

今回の調査でも、各保存団体が作成・保有している記録について回答が得られ、大半の保存団体が写真、映像（VTR・DVD 等）、音声、記録文書のいずれかを保有していることが確認できた。写真や映像に比べ、記録文書（古文書等の文字記録）を保有する団体は少なかったが、今後の現地調査によってこれまで知られていなかった新資料が発見される可能性も考えられるので、継続的な資料調査が望ましい。また民俗芸能に関しては、文字記録もさることながら、芸態を撮影した写真や映像（動画）、音声などが重要である。技の継承に役立つ記録映像が重要であるのと同様に、民俗芸能の記録保存そのものを目的とする記録映像（動画）・記録写真や音源も重要であり、県や市町村には記録作成に対する積極的な支援が望まれる。県や市町村から各団体に撮影機材・録音機材等を貸し出すことや、機器の扱いに関する技術的な支援、また技術者が現地に出向いて撮影・録音するといった、既に述べた支援策がここでも求められる。こうした情報提供や技術的な助言・支援を行なう窓口を県や市町村に設けることも必要である。

また、(2) でも触れたように、民俗芸能や祭事・行事に関する情報発信は人々の関心を高め、伝統文化を維持・継承する気運を高める上でも有効である。各地の民俗芸能の映像資料や音源の収集は、そうした情報発信のための環境作りとしても大きな意味がある。

なお、各地域のケーブルテレビにも地元の祭礼や行事に関する映像記録は蓄積されていると思われるので、それらの有効活用も考えたい。

(5) 用具類の補修・新調その他保存団体の活動に対する資金面での支援

担い手不足と並んで、保存団体にとって今深刻な問題は資金不足である。すでにみたように、楽器や衣装、採り物等の用具類、それらを納めておく道具倉庫さらには神社の神楽殿や拝殿など、芸能の維持・継承に必要な道具類の劣化や施設の老朽化を訴える声はきわめて多い。しかしながら、地域の人口減少にともなう氏子の減少、保存団体の会員減少により、活動資金は大幅に不足しているのが実情である。その上、獅子神楽のように各家庭を回って舞を奉納し奉納金を受け取る芸能の場合、コロナ禍以降、舞の奉納を依頼する家庭が減少しており、ここでも資金不足に陥っている。この結果、楽器や衣装、道具類の修繕や新調が行えず、劣化した道具類をそのまま使わざるを得ない場合や、神楽殿など上演場所の維持が困難となっている例があるのはすでに見たとおりである。先に地元の声として紹介したように、「獅子頭や太鼓等道具、法被等衣装、提灯等備品は老朽化しており、新調や修理をしたいが

財源が乏しくて困っている」「面等が古くなり修理しているが、財源が乏しく毎年 1 個～2 個修理するのが現状」、「太鼓の皮も 30 数年使っていると傷みが出てくるが、張替えには 40 数万円かかるために張り替えることができない」など、多くの保存団体が苦境を訴えている。地元の意欲に応える意味でも、県や市町村には具体的な支援策を期待したい。

資金不足は、道具や施設だけの問題ではなく、保存団体の活動全般に及んでいる。これまでにとりあげた保存団体からの様々な要望のいずれをとっても、その実現のためには県、市町村の経済的支援が欠かせない。例えば地域外からの参加者や女性会員を募るために広報・宣伝を行いたい、そのためには資金が必要であるという声や、民俗芸能を披露する機会（民俗芸能大会のようなイベント等）を県、市町村の支援によって是非設けてほしいという声、技能の継承のため囃子の譜面化や録音、舞・踊りの映像記録（動画）の作成を進めたい、あるいは廃絶の危機にある民俗芸能の記録を作成したいので、機材の調達や技術者の派遣について支援してほしいという声、また、舞や唄、笛など技芸の指導者の派遣について支援を求める声など、各保存団体からは多岐にわたる支援要請が出されている。

これらの要請に応え、民俗芸能をはじめとする無形民俗文化財の維持・継承を図るためには、こうした幅広い要望に対応する補助金・助成金などの経済支援の枠組みが必要であると考えられる。

(6) 行政と保存団体との連携、及び保存団体のネットワーク作り

以上のように、今回の調査を通して、県内の民俗芸能が予想以上に危機的状況にあることが明らかとなった。文化財行政に直接携わる県、市町村の担当部署においては、調査データの示す現実を真摯に受け止め、今できる対策を直ちに実行に移すことが求められる。ここまでは、今行なうべき対策の具体例を示してきたが、こうした対策を円滑に実施する上で必要なのは、県や市町村の文化財担当部署に管内の保存団体との連絡窓口を設置することである。この窓口を通して、各団体から行政への支援要請や様々な相談に対応するとともに、行政の側でも各団体のもっている情報や取り組みを集約し、さらなる支援に活かすといった仕組みが可能になる。わかりやすい例を挙げれば、行政がもっている各種補助金等の情報を管内の保存団体に提供し、必要があれば補助金申請手続きを支援するといった取り組みが考えられる。佐賀県では、『佐賀県の伝承芸能－助成制度ガイドブック・実施報告書』という冊子を刊行し、佐賀県伝承芸能祭のプログラムや映像アーカイブのリストを公開するとともに、国・県・民間の助成制度の一覧と楽器や面等の道具類の購入・修理先リストを掲載している。これは県レベルでの取り組みであるが、こうした冊子を活用することで市町村の窓口でも保存団体への支援がしやすくなると考えられる。

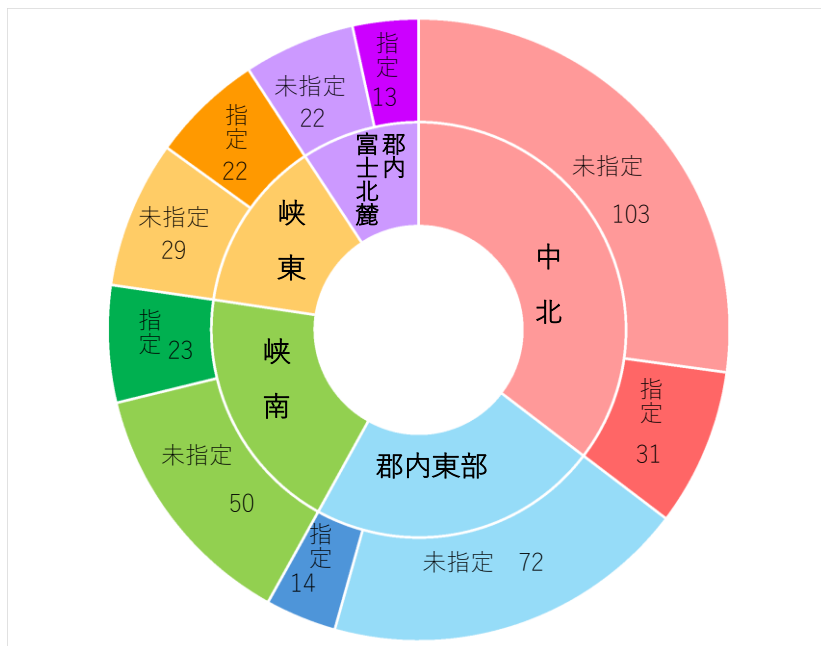
これに加えて、各市町村の相談窓口に寄せられた情報を県全体で共有し、課題解決のための施策を県全体として協議・実施することも必要である。そのために、各市町村の間で情報交換する場（フォーラム等）を設けることを提案したい。こうした情報交換の場を活用して、文化財保護にかかわる市町村の担当者向けの講習会等を県が主導して定期的実施するこ

とも、今後、文化財保護を進める上で有益であると考え。

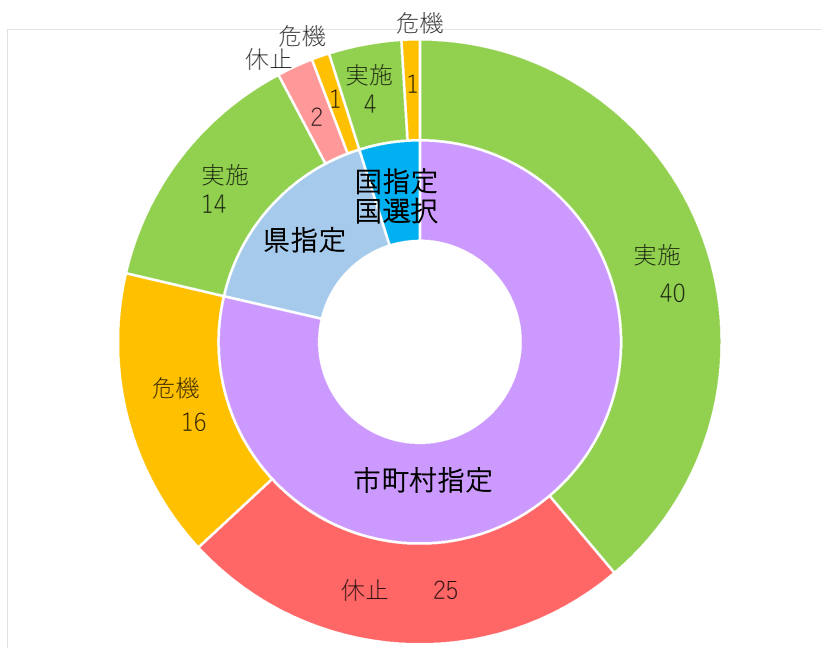
こうした行政担当者のネットワーク作りと併行して、民俗芸能の担い手自身（保存団体間）のネットワーク作りも必要である。民俗芸能の担い手不足の問題や技能継承の問題など、各保存団体の抱える問題には共通項が多い。それらの中には、民俗芸能の担い手自身にしかわからない問題も含まれていると思われる。そうした問題を当事者同士で共有し解決策を模索する場として、民俗芸能の保存団体の意見交換の場（フォーラム等）を設けることは文化財保護の施策として重要である。例えば、静岡県では、県内の民俗芸能保存団体が年 1 回フォーラムを開催し、保存団体同士の情報交換の場を設けている。また浜松市では、平成の広域合併を機に市内の民俗芸能保存団体が「浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会」という連携組織を結成し、全市的なネットワークを構築して連携を図っている。これまで提唱してきた民俗芸能や祭事に関する情報発信や、民俗芸能を発表する場（催し）の設営・開催などを着実に実行するためには、山梨県内でもこうしたネットワークの構築が欠かせない考える。

6. むすびにかえて

本調査結果リストの 379 件中、何らかの文化財指定（国指定、国選択、県指定、市町村指定）を受けているものは、103 件ある。これは全体の約 27%という数値であり、小規模な民俗芸能が多数存在する中において、決して少なくない指定率といえる。地域別にみれば、【図 6】のようになる。また文化財の現況を示したものが【図 7】である。



【図 6】地域別文化財指定等の割合



【図 7】指定等文化財の現況

地域別にみた文化財の割合は【図 6】に示したように、中北 23%、峡東 43%、峡南 32%、郡内東部 16%、郡内富士北麓 37%となっている。中北と郡内東部が低いことが見て取れるが、どちらも同系統の面神楽・獅子舞が集中して存在する地域だけに指定が進みにくいという分析もできる。

一方、指定等文化財の現況を示したグラフが【図 7】だが、文化財の中の 27 件（26%）が休止、18 件（17%）が危機的状況とされており、併せれば約 44%となる。文化財指定を受けながらこれだけ休止・危機的状況が多いというのは、文化財保護行政上の課題であろう。

さらに県内では都留市・大月市・昭和町・西桂町には無形民俗文化財の指定がない。また南部町・小菅村・丹波山村には、インターネットで閲覧できる文化財リストがない。こうした現状は、文化財の普及において、特に民俗芸能等の無形民俗文化財の普及において問題だと言わざるを得ない。例えば市町村が作成する文化財保存活用地域計画にも、無形民俗文化財の存在が反映されにくくなる恐れがある。

3 の（2）でも述べたように、山梨県は人口との比率からみれば民俗芸能密度の高い県である。中でも獅子舞と神楽が 6 割を占めるという特色を持つ。獅子舞は特に峡南・郡内地域に多く、神楽は峡北・峡西地域に多いという傾向がある。しかし、こうした地域的に集中した伝承は、特定の民俗芸能を選んで指定するには選択が難しい。一方で近年では、国指定・選択の文化財でも面的な把握が進んでいる。鳥取・兵庫県に連なる麒麟獅子舞は 100 件以上が一度に指定となっている。こうした近年の傾向を踏まえれば、山梨県下の獅子舞・神楽もまた面的な把握が必要となろう。それこそが山梨県下の伝承の特色ともなる。

このほかに三匹獅子舞や三番叟、あるいは念仏芸や人形戯など数は少ないが芸能史や文化圏的に重要な位置づけができる民俗芸能も県内には多々存在する。さらに小正月の民俗芸能が多い上に、民俗芸能を伴わない小正月行事にも特徴的なものが数多く存在する。本調査では民俗芸能だけを対象としたが、今後は保存団体がないような祭礼行事（風俗慣習）もまた調査した上で保護措置を考慮する必要があるだろう。山梨県文化財保護審議会無形文化財及び民俗文化財部会では、今後もこうした未指定まで含めた無形民俗文化財の現状把握と学術調査、および保護・活用施策の提案などを行っていきたいと考えている。

しかしコロナ禍後の無形民俗文化財を取り巻く状況は極めて厳しく、緊急的措置が必要とされている。県および市町村による保護施策の再確認と、支援体制の強化、県民への普及などが急務とされよう。

【参考文献】

- 久保田裕道 「コロナ禍における無形の民俗文化財の現状と課題」『無形文化遺産研究報告』
第 15 号 2021 年 東京文化財研究所
- 久保田裕道 「新型コロナ禍の民俗芸能」『日本民俗学』310 号 2022 年 日本民俗学会
- 佐賀県 『佐賀県の伝承芸能 助成制度ガイドブック・実施報告書 2018-2020』佐賀県
東京文化財研究所 無形文化遺産部編 『第 15 回無形民俗文化財研究協議会報告書 新型
コロナ禍の無形民俗文化財』 2021 年 東京文化財研究所
- 浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会 『遠江・山と里の民俗』会報 007 号 2016 年 浜
松市無形民俗文化財保護団体連絡会
- 山梨県教育委員会編 『山梨県の民俗芸能－山梨県民俗芸能緊急調査報告書－』
2012 年 3 月 山梨県教育委員会
- 山梨県祭り・行事調査委員会編 『山梨県の祭り・行事－山梨県祭り・行事調査報告書－』
1999 年 3 月 山梨県教育委員会

資料3 山梨県市町村別民俗芸能一覧（2024年度調査）

凡例

1. 本表は、令和6年（2024）度に行った山梨県民俗芸能現況調査の成果である。平成24年（2012）に完了した山梨県民俗芸能緊急調査における対象の386件（27市町村）をもとに早期廃絶を除き、補遺を加えた上で379件の民俗芸能を対象とした。
2. 地域性を考慮し、中北、峡東、峡南、郡内東部、郡内富士北麓の順に市町村別に掲載した。
3. 分類は山梨県内の実状にあわせ、神楽（面神楽）、稚児舞・巫女舞、浦安の舞、風流、風流獅子、獅子、念仏、太鼓、祝福芸、三番叟、人形戯、地芝居、獅子舞、民謡、祭礼行事とした。なお神楽の呼称は、中北地域では太々神楽系（面神楽）に、郡内東部地域では太神楽系（獅子舞）に用いられる傾向が強い。そのため本調査では、神楽は太々神楽系（面神楽）に限定し、太神楽系は獅子舞に分類した。稚児舞・巫女舞、浦安の舞もまた神楽であるが、特徴を示すため異なる分類項目とした。
4. 期日は調査票の記載内容に基づいているが、変更されている可能性もある。
5. 現況は実施（緑）、危機的（黄）、休止（赤）に分けた。調査時に廃絶との回答があったものも、休止に含めている。

No.	市町村	名称	分類	所在地	期日	指定等	現況	コロナによる変化
1	北杜市	小笠原神楽	面神楽	北杜市明野町小笠原			休止	コロナ前に休止
2	北杜市	三嶋神社神楽	面神楽	北杜市明野町上手	4月第1日曜		危機	組織の見直し
3	北杜市	宇波刀神社神楽	面神楽	北杜市明野町上手			休止	コロナ以降休止
4	北杜市	浅尾神楽	面神楽	北杜市明野町浅尾	4月第1日曜		実施	変化したが戻った
5	北杜市	浅尾新田諏訪大神社神楽	面神楽	北杜市明野町浅尾新田	4月第2週日曜、 10月第1週日曜		実施	上演時期の変更
6	北杜市	下神取伊勢神明社神楽	面神楽	北杜市明野町下神取	4月第2日曜		休止	コロナ以降休止
7	北杜市	白山神社神楽	面神楽	北杜市明野町上神取	4月第1日曜		実施	演目数の変更
8	北杜市	白山神社浦安の舞	浦安の舞	北杜市明野町上神取	4月第1日曜		休止	コロナ前に休止
9	北杜市	上神取獅子舞	獅子	北杜市明野町上神取	1月14日		休止	コロナ前に休止
10	北杜市	境ノ澤神楽	面神楽	北杜市須玉町境之澤	4月第2日曜		休止	
11	北杜市	大和諏訪神社神楽	面神楽	北杜市須玉町上津金大和			休止	コロナ前に休止
12	北杜市	桑原諏訪神社神楽	面神楽	北杜市須玉町上津金桑原			休止	コロナ前に休止
13	北杜市	御所大和神楽	面神楽	北杜市須玉町下津金御所	4月29日		実施	変化したが戻った
14	北杜市	和田熊野神社神楽	面神楽	北杜市須玉町下津金	4月29日、5月3日		危機	上演場所・演目数の変更、練習の見直し
15	北杜市	勝手子安神社神楽	面神楽	北杜市須玉町江草	4月29日		危機	変化なし
16	北杜市	仁田平神明社神楽	面神楽	北杜市須玉町江草	5月5日		実施	変化したが戻った
17	北杜市	秋葉神社神楽	面神楽	北杜市須玉町江草	4月18日に近い日曜		実施	変化したが戻った
18	北杜市	根古屋神社神楽	面神楽	北杜市須玉町江草	5月3日		実施	変化なし
19	北杜市	神部神社太々神楽	面神楽	北杜市須玉町小尾	5月3日		危機	変化なし
20	北杜市	比志神楽	面神楽	北杜市須玉町比志	4月		実施	変化なし
21	北杜市	船形神社神楽	面神楽	北杜市高根町長沢	4月29日、12月31日～1月1日		実施	変化なし
22	北杜市	玉川神社神楽	面神楽	北杜市高根町浅川	5月4日		休止	コロナ以降休止
23	北杜市	村山北割六社神社大和神楽	面神楽	北杜市高根町村山北割	4月第3日曜		実施	変化なし
24	北杜市	箕輪新町大和神楽	面神楽	北杜市高根町箕輪神町	4月中旬日曜		実施	変化したが戻った
25	北杜市	箕輪新町のおんねりと巫女舞 ※風流を含む	巫女舞	北杜市高根町箕輪新町	9月末土曜、日曜	県指定	実施	変化なし
26	北杜市	建部神社浦安の舞	浦安の舞	北杜市高根町箕輪	1月1日、春、秋		実施	変化なし
27	北杜市	建部神社神楽	面神楽	北杜市高根町箕輪	1月1日、春		休止	コロナ以降休止
28	北杜市	伊勢大神社敬神会神楽	面神楽	北杜市高根町村山東割	4月第3日曜		危機	
29	北杜市	熱那神社の太々神楽	面神楽	北杜市高根町村山西割	4月29日	市指定	実施	変化したが戻った
30	北杜市	上黒澤八幡神社浦安の舞	浦安の舞	北杜市高根町上黒沢宮尾根	4月第2日曜、10月第1日曜		実施	
31	北杜市	上黒澤八幡神社神楽	面神楽	北杜市高根町上黒沢	4月第2日曜		危機	変化した
32	北杜市	五町田神楽	面神楽	北杜市高根町五町田	4月第2日曜、4月第3土曜		危機	
33	北杜市	若宮神社の稚児の舞	稚児舞	北杜市長坂町長坂下条	4月第2日曜	市指定	実施	変化なし
34	北杜市	穂見諏訪十五所神社筒粥神事	祭礼行事	北杜市長坂町長坂上条	1月14日	市指定	実施	
35	北杜市	柿平諏訪神社神楽	面神楽	北杜市長坂町中丸	4月第3日曜		実施	
36	北杜市	中丸藤武神社大和神楽	面神楽	北杜市長坂町中丸地内	4月第1または第2日曜		実施	変化したが戻った
37	北杜市	大八田建岡神社太々神楽	面神楽	北杜市長坂町大八田	5月5日		実施	変化なし
38	北杜市	白井沢諏訪神社大和神楽	面神楽	北杜市長坂町白井沢	4月第2日曜		実施	演目数の変更
39	北杜市	大八田建岡神社浦安の舞	浦安の舞	北杜市長坂町大八田	5月5日		実施	変化なし

40	北杜市	白井沢諏訪神社浦安の舞	浦安の舞	北杜市長坂町白井沢横針	4月第2日曜		実施	変化なし
41	北杜市	八嶽神社の大和神楽	面神楽	北杜市大泉町西井出	4月12日	市指定	実施	変化したが戻った
42	北杜市	逸見神社の大和神楽	面神楽	北杜市大泉町谷戸	5月9日	市指定	実施	変化なし
43	北杜市	八嶽神社の浦安の舞	浦安の舞	北巨摩郡大泉町西井出	4月12日		実施	変化したが戻った
44	北杜市	浦安の舞保存会（逸見神社）	浦安の舞	北杜市大泉町谷戸	5月、11月、2月		危機	変化なし
45	北杜市	北野天神社の大和神楽	面神楽	北杜市小淵沢町宮	10月第一日曜	市指定	実施	変化なし
46	北杜市	下教来石獅子舞	獅子	北杜市白州町下教来石	1月14日	県指定	実施	変化した
47	北杜市	荒田・松原の大般若会	風流	北杜市白州町荒田区・松原区	4月21日	市指定	実施	変化なし
48	北杜市	馬八節	民謡	北杜市白州町大坊	11月上旬	市指定	実施	組織の見直し
49	北杜市	甲斐駒ヶ岳神社の代太神楽	面神楽	北杜市白州町横手	4月20日	市指定	危機	
50	北杜市	竹宇昇神団神楽	面神楽	北杜市白州町白須	4月10～16日の日曜		実施	変化した
51	北杜市	白山大神社神楽	面神楽	北杜市白州町花水	4月18日		休止	
52	北杜市	甲州台ヶ原宿虎頭の舞保存会	獅子	北杜市白州町台ヶ原	9月秋分の日、10月第3日曜、3月上旬		危機	変化した
53	北杜市	牧原八幡神社倭神楽	面神楽	北杜市武川町牧原	4月第2日曜		危機	変化した
54	北杜市	山高神楽	面神楽	北杜市武川町山高	4月第3日曜		休止	コロナ以降休止
55	北杜市	日吉神社の神楽	面神楽	北杜市高根町清里	5月3日		危機	演目数の減少
56	北杜市	日吉神社の筒粥の神事	祭礼行事	北杜市高根町清里	旧1月14日	市指定	休止	コロナ以降休止
57	北杜市	三島神社のお筒粥の神事	祭礼行事	北杜市明野町浅尾	2月16日	市指定	実施	変化なし
58	北杜市	丹生沢神社のお筒粥	祭礼行事	北杜市須玉町小尾	1月19日		休止	コロナ以降休止
59	韮崎市	駒井大和神楽	面神楽	韮崎市藤井町字駒井	4月12日		実施	
60	韮崎市	大和神楽・浦安の舞	面神楽	韮崎市若宮	7月30日		実施	変化したが戻った
61	韮崎市	宮久保太々神楽	面神楽	韮崎市穂坂町宮久保	10月第1日曜		実施	
62	韮崎市	三之蔵太々神楽	面神楽	韮崎市穂坂町三之蔵			実施	
63	韮崎市	柳平太々神楽	面神楽	韮崎市穂坂町柳平	4月14日		実施	
64	韮崎市	穂見神社大和神楽	面神楽	韮崎市穴山町	10月第2土曜		実施	
65	韮崎市	御名方神社大和神楽	面神楽	韮崎市穴山町伊藤窪	4月3日		休止	
66	韮崎市	武田八幡宮岩戸神楽	面神楽	韮崎市神山町北宮地	10月14日前後の日曜		実施	
67	韮崎市	持久神社太々神楽	面神楽	韮崎市円野町上円井	4月第2日曜		実施	
68	韮崎市	綾棒踊り	風流	韮崎市大草町		市指定	実施	変化したが戻った
69	韮崎市	南宮大神社岩戸神楽	面神楽	韮崎市大草町羽根	4月11日		危機	
70	韮崎市	苗敷穂見神社大和神楽	面神楽	韮崎市旭町上条南割	4月13日に近い第2または第3日曜		休止	
71	韮崎市	上今井大山神社大和神楽	面神楽	韮崎市穂坂町上今井	4月17日		休止	コロナ以降休止
72	南アルプス市	飯田新田神代神楽	面神楽	南アルプス市飯野新田	3月17日		休止	
73	南アルプス市	今諏訪御柱木遣歌	民謡	南アルプス市今諏訪	寅年、申年		実施	変化なし
74	南アルプス市	百々浦安の舞	浦安の舞	南アルプス市百々	諏訪神社秋季大祭日		実施	変化したが戻った
75	南アルプス市	巨摩八幡宮太々神楽	面神楽	南アルプス市鏡中条	10月下旬、12月31日、1月1日、3月下旬	市指定	実施	変化したが戻った
76	南アルプス市	沢登六角堂の切子	祭礼行事	南アルプス市沢登	10月13日	県指定	実施	変化なし
77	南アルプス市	西神幸祭	祭礼行事	南アルプス市下宮地	4月10日前の日曜		実施	変化したが戻った
78	南アルプス市	山寺八幡神社太々神楽	面神楽	南アルプス市	12月31日～1月1日、4月29日、10月15日、11月23日	市指定	危機	変化したが戻った
79	南アルプス市	西吉田お阿弥陀尊祭り	念仏	南アルプス市西吉田	3月第1日曜		実施	変化したが戻った
80	南アルプス市	十五所の甲州囃子	囃子	南アルプス市十五所		市指定	休止	
81	南アルプス市	下市之瀬の獅子舞	獅子	南アルプス市下市之瀬	1月14日、市の成人式前日	県指定	実施	変化したが戻った
82	南アルプス市	下市之瀬の三番叟	三番叟	南アルプス市下市之瀬	市の成人式前日、2月第3日曜		実施	
83	南アルプス市	曲輪田峰村小路の獅子舞	獅子	南アルプス市曲輪田峰村小路	小正月直近の土・日曜、分館祭	市指定	危機	変化したが戻った

84	南アルプス市	桃園浦安の舞	浦安の舞	南アルプス市桃園	秋、2月第3日曜		実施	変化したが戻った
85	南アルプス市	高尾穂見神社太神楽	面神楽	南アルプス市高尾	5月1日、11月22～23日	市指定	実施	変化したが戻った
86	南アルプス市	西南湖の獅子舞	獅子	南アルプス市西南湖	1月14日前後の土曜もしくは日曜	市指定	実施	変化
87	南アルプス市	若宮八幡神社の神楽	面神楽	南アルプス市古市場	10月第1土・日曜、1月1日、節分	市指定	実施	変化したが戻った
88	南アルプス市	お灯笼祭り	祭礼行事	南アルプス市飯野	8月16日		実施	変化したが戻った
89	南アルプス市	荊澤囃子	囃子	南アルプス市荊澤	7月		実施	
90	甲斐市	赤坂稲荷神社の神楽	面神楽	甲斐市竜王新町	3月第2日曜		実施	
91	甲斐市	竜王新町の庚申侍	祭礼行事	甲斐市竜王新町	年6回庚申の夜	市指定	休止	コロナ前に休止
92	甲斐市	大久保の神楽	面神楽	甲斐市大久保	4月第1日曜、10月第2日曜	市指定	休止	コロナ以降休止
93	甲斐市	寺平獅子舞	獅子	甲斐市吉沢	2月14日前後に近い土・日曜		実施	
94	甲斐市	下福沢の道祖神祭	祝福芸	甲斐市下福沢	1月第2土・日曜(1月14,15日)		危機	
95	甲斐市	金剛地百万遍講	念仏	甲斐市宇津谷金剛地	2月7日頃		休止	コロナ以降休止
96	甲斐市	金剛地獅子舞	獅子	甲斐市宇津谷金剛地	1月14日直近の土曜		危機	
97	甲斐市	駒沢の阿弥陀如来の信仰	念仏	甲斐市宇津谷駒沢	2月7日		継続	変化したが戻った
98	甲斐市	下今井獅子舞	獅子	甲斐市下今井寺町・中町・上町・横町	1月14日		実施	変化したが戻った
99	甲斐市	龍地大溜池弁財天祈願祭	祭礼行事	甲斐市大岱	7月第3土曜		実施	
100	甲斐市	金剛地金山神社祭典	祭礼行事	甲斐市宇津谷字金剛地	1月28日	市指定	休止	
101	昭和町	獅子舞	獅子	昭和町河西	小正月頃		実施	
102	昭和町	獅子舞	獅子	昭和町上河東	小正月に近い日曜(成人の日前日)		実施	変化したが戻った
103	昭和町	獅子舞(道祖神祭りに伴う獅子舞とどんど焼き)	獅子	昭和町清水新居区			危機	変化した
104	昭和町	道祖神まつり 獅子舞	獅子	昭和町西条新田区	小正月に近い土・日曜		休止	コロナ以降休止
105	昭和町	獅子舞	獅子	昭和町紙漣阿原区	小正月		実施	変化した
106	昭和町	笠踊り	風流	昭和町河東中島	地区夏祭り		実施	変化なし
107	中央市	井之口笠踊り	風流	中央市井之口	4月29日		実施	変化なし
108	中央市	粘土節	民謡	中央市旧田富町全域	11月3日	市指定	実施	変化したが戻った
109	中央市	大興神社浦安の舞	浦安の舞	中央市・今福・今福新田	4月第一日曜、10月第一日曜		実施	変化したが戻った
110	中央市	藤巻獅子舞い	獅子	中央市藤巻	1月14・15日		実施	変化したが戻った
111	中央市	夏越祓	祭礼行事	中央市白井阿原	7月第2日曜		実施	変化したが戻った
112	中央市	高部の百万遍講	念仏	中央市高部高部組	1月16日前後の日曜		危機	変化したが戻った
113	中央市	奴の鳥刺し	祝福芸	中央市大鳥居上手	1月14日		休止	
114	中央市	浅利の獅子舞	獅子	中央市浅利	1月14日に近い日曜		実施	変化したが戻った
115	中央市	与一ジュニア太鼓	太鼓	中央市	市の成人式等		休止	コロナ以降休止
116	中央市	木原の百万遍念仏	念仏	中央市木原			休止	コロナ前に休止
117	中央市	豊富音頭	民謡	中央市	8月14日		実施	
118	甲府市	甲府囃子	囃子	甲府市中央	4月第1日曜、5月3・4日	市指定	実施	
119	甲府市	壱百万遍祭	念仏	甲府市和戸町	8月盆過ぎの日曜		実施	
120	甲府市	川田道祖神祭	獅子	甲府市川田町	1月14日		休止	コロナ前に休止
121	甲府市	天津司舞	人形	甲府市小瀬町	4月10日前の日曜	国指定	実施	変化したが戻った
122	甲府市	和田町のお神楽舞	面神楽	甲府市和田町	小正月		実施	変化したが戻った
123	甲府市	小松町の獅子舞	獅子	甲府市小松町	成人の日前日		実施	変化したが戻った
124	甲府市	岩舟地藏さん	祭礼行事	甲府市上積翠寺町鍛冶屋組	9月12日		実施	変化したが戻った
125	甲府市	黒平の能三番	三番叟	甲府市黒平町	1月14日	県指定	実施	変化したが戻った

126	甲府市	塚原の獅子舞	獅子	甲府市塚原町	正月終了後の第1日曜		実施	上演場所の変更
127	甲府市	上積翠寺町西小路組獅子神楽	獅子	甲府市上積翠寺町西小路組	4月第3土・日曜、10月下旬		休止	コロナ前に休止
128	甲府市	お洗垢離祭り	祭礼行事	甲府市下帯那町	10月第2土曜		危機	変化あり
129	甲府市	陣の舞	面神楽	甲府市草鹿沢	1月14日		休止	コロナ前に休止
130	甲府市	金桜神社の太々神楽付面と衣装	面神楽	甲府市御岳町	4月第3土・日曜、10月最終日曜	市指定	実施	
131	甲府市	金沢の獅子舞	獅子	甲府市下向山町金沢	1月14日		実施	
132	甲府市	右左口宿の百万遍	念仏	甲府市右左口町宿	1月15日に近い日曜		実施	変化あり
133	甲府市	佐久神社の神楽	面神楽	甲府市上向山町・下向山町	3月23日		休止	コロナ前に休止
134	甲府市	釈迦祭り	祭礼行事	甲府市古閑町平川	4月8日		実施	変化なし
135	山梨市	八幡北打囃子（天狗祭打ちばやし）	風流	山梨市北地区	1月19日（令和7年）	市指定	実施	変化したが戻った
136	山梨市	市川うちばやし	風流	山梨市市川	10月第3日曜	市指定	危機	変化なし
137	山梨市	矢坪の獅子舞	獅子	山梨市矢坪	1月第2日曜		休止	コロナ以降休止
138	山梨市	室伏打囃子	風流	山梨市牧丘町室伏	4月第2日曜	市指定	危機	変化したが戻った
139	山梨市	杣口の打囃子	風流	山梨市牧丘町杣口	4月	市指定	休止	コロナ前に休止
140	山梨市	黒戸奈神社の太々神楽	面神楽	山梨市牧丘町倉科	4月4・12・29日	市指定	実施	変化なし
141	山梨市	馬場の獅子舞	獅子	山梨市牧丘町西保下			休止	
142	山梨市	塩平の獅子舞	獅子	山梨市牧丘町北原	1月14・15日	県指定	実施	変化したが戻った
143	山梨市	牧平の獅子舞	獅子	山梨市牧丘町牧平	1月14日、14日後の直近の日曜		実施	変化したが戻った
144	山梨市	鳥谷原獅子舞	獅子	山梨市牧丘町西保中	1月14日		危機	変化なし
145	山梨市	漆川の獅子舞	獅子	山梨市牧丘町北原			休止	コロナ前に休止
146	山梨市	赤芝の獅子舞	獅子	山梨市牧丘町			休止	コロナ前に休止
147	山梨市	膝立の獅子舞	獅子	山梨市牧丘町			休止	コロナ前に休止
148	山梨市	北原の獅子舞	獅子	山梨市牧丘町北原			休止	コロナ前に休止
149	山梨市	徳和天神祭	祭礼行事	山梨市三富徳和	1月25日前後の日曜	市指定	危機	
150	山梨市	徳和の三番叟	三番叟	山梨市三富徳和			休止	
151	笛吹市	山梨岡神社太々神楽	面神楽	笛吹市春日居町鎮目	4月4・5日他	県指定	実施	変化したが戻った
152	笛吹市	国府囃子	囃子	笛吹市春日居町国府地内	地区運動会、正月等		休止	コロナ以降休止
153	笛吹市	熊野堂囃子	囃子	笛吹市春日居町熊野堂	2月27日		実施	変化したが戻った
154	笛吹市	砂原太々神楽	面神楽	笛吹市石和町砂原		市指定	休止	コロナ前に休止
155	笛吹市	夏目囃子	囃子	笛吹市御坂町夏目原	4月第1日曜または第2日曜、9月26日		実施	変化したが戻った
156	笛吹市	二之宮美和神社の太々神楽	面神楽	笛吹市御坂町二之宮	4月第1土・日曜	県指定	実施	変化したが戻った
157	笛吹市	東原和歌囃子	囃子	笛吹市一宮町東原	11月	市指定	休止	コロナ以降休止
158	笛吹市	永井天神社の神楽	面神楽	笛吹市八代町永井	4月第1土・日曜	市指定	実施	変化したが戻った
159	笛吹市	岡の式三番叟	三番叟	笛吹市八代町岡	1月14日	県指定	休止	コロナ前に休止
160	笛吹市	米倉人形芝居式三番叟	人形	笛吹市八代町米倉	11月3日	市指定	実施	変化したが戻った
161	笛吹市	寺尾太々神楽	面神楽	笛吹市境川町寺尾	4月第1日曜	市指定	実施	変化したが戻った
162	甲州市	藤木道祖神祭太鼓乗り	太鼓	甲州市塩山藤木	1月14日前後	市指定	危機	変化したが戻った
163	甲州市	松尾神社祭り	祭礼行事	甲州市塩山小屋敷	10月1日		実施	変化なし
164	甲州市	八坂神社祭り	祭礼行事	甲州市塩山藤木	7月第3日曜		実施	変化なし
165	甲州市	お天神祭り	祭礼行事	甲州市塩山三日市場	3月15日		実施	変化なし
166	甲州市	三日市場薬師如来祭り	祭礼行事	甲州市塩山三日市場	2月8日		休止	コロナ以降休止
167	甲州市	武士原の子供獅子舞い	獅子	甲州市塩山三日市場	1月1日、成人の前日後の日曜、お日待ち		実施	変化なし
168	甲州市	藤木鎮火祭り（湯立神楽）	祭礼行事	甲州市塩山藤木	2月28日に近い日曜		実施	神事の継承
169	甲州市	熊野神社御幸行列	風流	甲州市塩山熊野	隔年10月15日前の日曜	市指定	危機	変化したが戻った
170	甲州市	西広門田神楽七福神の舞	祝福芸	甲州市塩山西広門田		市指定	休止	コロナ前に休止

171	甲州市	きっかんじょ	祭礼行事	甲州市塩山上栗生野・中秋原	1月3日前後		危機	コロナ以降休止の組あり
172	甲州市	玉宮の黒法師さん	祭礼行事	甲州市塩山竹森・福生里	1月21日		実施	変化なし
173	甲州市	福蔵院不動明王祭典／百万遍念仏講	念仏	甲州市塩山下小田原	4月第1日曜、8月1日		実施	変化なし
174	甲州市	神部神社例大祭	祭礼行事	甲州市塩山上萩原	3月下旬		実施	変化なし
175	甲州市	百万遍念仏講	念仏	甲州市塩山上萩原			休止	コロナ前に休止
176	甲州市	御八朔祭	祭礼行事	甲州市塩山上萩原	8月八朔		危機	
177	甲州市	一之瀬高橋の春駒	祝福芸	甲州市塩山一之瀬高橋	1月第2土曜等	国選択／県指定	危機	変化したが戻った
178	甲州市	山村の打ちばやしと渡御行列	風流	甲州市勝沼町山	10月15日前の日曜	市指定	実施	再開予定
179	甲州市	子安地藏尊大祭	祭礼行事	甲州市勝沼町休息	10月15日		実施	変化したが戻った
180	甲州市	熊野神社祭典西野原の打ちばやし	風流	甲州市塩山西野原	11月23日、24日		休止	コロナ以降休止
181	甲州市	大善寺の鳥居焼	祭礼行事	甲州市勝沼町柏尾	10月第1土曜		実施	変化したが戻った
182	甲州市	大善寺の藤切り祭／柏尾の藤切り祭	祭礼行事	甲州市勝沼町柏尾	5月5日	国選択／県指定	実施	上演時期・演目数の変更、組織の見直し
183	甲州市	道祖神祭・どんと焼	祭礼行事	甲州市勝沼町	1月上旬		実施	変化したが戻った
184	甲州市	金毘羅祭り	祭礼行事	甲州市勝沼町菱山小丸山山頂	4月4日		実施	変化なし
185	甲州市	田野の十二神楽 ※獅子を食む	面神楽	甲州市大和町田野	1月14日近くの土曜	県指定	危機	変化したが戻った
186	市川三郷町	表門神社太々神楽	面神楽	市川三郷町上野	2月第1日曜	町指定	実施	変化したが戻った
187	市川三郷町	子安神社神楽	面神楽	市川三郷町山保四尾連		町指定	休止	コロナ前に休止
188	市川三郷町	山田の神楽獅子	獅子	市川三郷町落居	1月14日に近い日曜	県指定	休止	
189	市川三郷町	網倉の七福神	祝福芸	市川三郷町落居網倉			休止	コロナ以降休止
190	市川三郷町	宮原浅間神社太々神楽	面神楽	市川三郷町宮原	4月13日に近い日曜、10月13日に近い日曜	町指定	危機	上演場所の変更
191	市川三郷町	市川紙づくり唄	民謡			町指定	休止	コロナ以降休止
192	市川三郷町	浅間神社太々神楽	面神楽			町指定	実施	
193	早川町	早川の太念仏	念仏	早川町早川	1月15日前後		実施	
194	早川町	佛切	念仏	早川町新倉	1月15日に近い日曜		実施	
195	早川町	宝生流謡曲	民謡	早川町奈良田	結婚式等		実施	
196	早川町	茂倉三番双	三番双	早川町新倉字茂倉	4月20日前後の土曜		実施	
197	早川町	茂倉獅子舞	獅子	早川町新倉字茂倉	1月小正月、7月祇園祭り		危機	
198	早川町	大念佛會	念仏	早川町黒桂	1月16日頃		危機	
199	早川町	京ヶ島の大念仏	念仏	早川町京ヶ島	1月2日、1月4日、3月20日、8月13日、8月16日、9月23日	町指定	危機	
200	早川町	京ヶ島の獅子舞	獅子	早川町京ヶ島	1月3日		危機	
201	早川町	奈良田麦つき唄	民謡			町指定	休止	
202	早川町	奈良田追分	民謡			町指定	休止	
203	富士川町	春米の銭太鼓	風流	富士川町春米川下	9月第3日曜、11月第4日曜	町指定	休止	コロナ以降休止
204	富士川町	仙洞田の獅子舞	獅子	富士川町仙洞田	小正月頃		危機	コロナ前に休止
205	富士川町	氷室神社神楽会	面神楽	富士川町平林	4月第3日曜		危機	変化したが戻った
206	富士川町	長知沢の獅子舞	獅子	富士川町長知沢	小正月頃		休止	コロナ前に休止
207	富士川町	十谷三番双	三番双	富士川町十谷		町指定	休止	
208	富士川町	天戸の獅子舞	獅子	富士川町天戸	小正月頃		休止	コロナ前に休止
209	富士川町	仙洞田の歌題目	念仏	富士川町高下地区		町指定	休止	コロナ前に休止
210	身延町	三澤十五所神社の神楽と御囃子	面神楽	身延町三沢			休止	コロナ以降休止
211	身延町	中之倉神楽	面神楽	身延町中之倉	7月15日、2月、10月		休止	コロナ以降休止
212	身延町	熊野大神社太々神楽	面神楽	身延町下部	5月第3日曜	町指定	危機	演目数の変更
213	身延町	長壺の獅子舞	獅子	身延町北川	1月14日	町指定	実施	変化なし

214	身延町	西島の神楽	面神楽	身延町西嶋	5月5日、10月中旬	県指定	実施	練習の見直し
215	身延町	西島の獅子舞 ※県指定は「西島の神楽」で一括	獅子	身延町西嶋	5月5日、10月中旬、1月第2日曜	県指定	実施	上演場所の変更
216	身延町	西嶋紙渡き唄	民謡	身延町西嶋			実施	変化した
217	身延町	手打沢の獅子舞	獅子	身延町手打沢			休止	コロナ前に休止
218	身延町	切石の獅子舞	獅子	身延町切石	1月14日前後の日曜または祝祭日		危機	上演場所の変更
219	身延町	八日市場の獅子舞	獅子	身延町八日市場	1月14日前後の日曜または祝祭日		危機	変化なし
220	身延町	上大塩の獅子舞	獅子	身延町大塩	1月14日前後の休日		危機	変化した
221	身延町	帯金の獅子舞・お神楽	獅子	身延町帯金	1月14日前の日曜		実施	上演場所の変更、練習の見直し
222	身延町	角打の獅子舞	獅子	身延町角打	1月上旬		実施	変化したに戻った
223	身延町	和田の獅子舞	獅子	身延町和田	1月中旬の日曜、成人の日に近い休日		休止	コロナ以降休止
224	身延町	上大島の獅子舞	獅子	身延町大島	小正月		実施	演目数の変更
225	身延町	辰巳稻荷神社神楽	面神楽	身延町下山仲町	1月第2日曜		休止	コロナ以降休止
226	身延町	大庭万歳	祝福芸	身延町下山	小正月前後の日曜		休止	コロナ以降休止
227	身延町	本町若者獅子神楽	獅子	身延町下山本町地内	1月14日に近い土・日曜		危機	変化した
228	身延町	荒町神楽	獅子	身延町下山荒町	1月14日前後の日曜		実施	上演場所の変更
229	身延町	下山甚句・盆踊り	民謡	身延町下山	身延町総合文化祭芸能発表会	町指定	危機	
230	身延町	久遠寺節分豆撒	祭礼行事	身延町身延山久遠寺	節分		実施	変化した
231	身延町	身延山萬燈講	祭礼行事	身延町上町	10月12日		実施	変化したに戻った
232	身延町	波木井万灯講	祭礼行事	身延町波木井	10月12日		実施	変化したに戻った
233	身延町	大野山万灯講	祭礼行事	身延町大野	10月12日		危機	変化した
234	身延町	波木井のお神楽	獅子	身延町波木井一区			休止	コロナ前に休止
235	身延町	梅平八幡社祭典	祭礼行事	身延町身延梅平二区	7月15日		実施	変化なし
236	身延町	清住町獅子舞	獅子	身延町身延字清住	小正月		休止	コロナ以降休止
237	身延町	橘町神代神楽（獅子舞）	獅子	身延町身延字橘町	1月14日		危機	演目数の変更
238	身延町	仲町のお神楽	獅子	身延町字仲町	1月14・15日前後の土・日曜		実施	変化したに戻った
239	身延町	上町のお神楽	獅子	身延町字上町	1月14・15日		実施	変化したに戻った
240	身延町	大城のお神楽	獅子	身延町字大城			休止	コロナ前に休止
241	南部町	内船歌舞伎	地芝居	南部町内船	12月の第1日曜	県指定	実施	変化したに戻った
242	南部町	宇上の神楽	獅子	南部町内船	1月15日に近い土曜		実施	変化したに戻った
243	南部町	上組獅子舞	獅子	南部町内船	1月13日		休止	
244	南部町	中組区獅子舞	獅子	南部町内船	1月15日前後の日曜または祝日		危機	変化なし
245	南部町	佐野の獅子舞	獅子	南部町上佐野	1月14日	町指定	休止	
246	南部町	柳島の神楽	獅子	南部町柳島	1月15日前後の日曜		実施	
247	南部町	成島の神楽	獅子	南部町成島	1月14・15日		休止	変化なし
248	南部町	稚児の舞	稚児舞	南部町富士平	7月上旬、10月上旬		実施	変化したに戻った
249	南部町	峰神楽	獅子	南部町富士峰	1月14日前後の日曜	町指定	実施	変化したに戻った
250	南部町	矢島神楽	獅子	南部町富士矢島	1月14日前後の日曜	町指定	休止	
251	南部町	東市神楽	獅子	南部町富士天王区東市	1月15日前後の日曜		休止	コロナ前に休止
252	南部町	向田神楽	獅子	南部町富士向田	1月15日前後の日曜		実施	上演場所の変更

253	南部町	西市神楽	獅子	南部町福士西市	1月15日前後の日曜	町指定	休止	コロナ前に休止
254	南部町	鳥刺し踊り	祝福芸	南部町福士西市			休止	
255	南部町	徳間相撲甚句	民謡	南部町福士徳間	不定期	町指定	休止	コロナ前に休止
256	南部町	万沢浅間神社夏の大祭	祭礼行事	南部町万沢	7月中旬		実施	変化したが見直した
257	南部町	万沢浅間神社の湯立て	祭礼行事	南部町万沢浅間神社	1月14日		実施	変化したが見直した
258	南部町	万沢祇園祭	祭礼行事	南部町万沢	7月3連休の土曜		休止	コロナ以降休止
259	丹波山村	丹波山のささら獅子	風流獅子	都丹波山村	7月第2日曜日に近い土・日曜	県指定	実施	変化なし
260	小菅村	小永田神代神楽	面神楽	小菅村	5月5日、9月第1土曜	村指定	実施	変化したが見直した
261	小菅村	三ヶ村箭弓神社の獅子舞	風流獅子	小菅村川久保川池・田元地区	8月第1土曜		危機	変化した
262	小菅村	橋立神代神楽	面神楽	小菅村橋立	8月第2土曜		危機	練習の見直し
263	大月市	朝日小沢の岩戸神楽	獅子	大月市猿橋町朝日小沢	8月第1日曜		休止	コロナ以降休止
264	大月市	幡野八幡神楽	獅子	大月市猿橋町幡野			危機	練習の見直し
265	大月市	小篠の神楽舞	獅子	大月市猿橋町小篠	10月1日		休止	
266	大月市	津成の神楽	獅子	大月市猿橋町藤崎津成	8月		実施	変化なし
267	大月市	太田獅子舞	獅子	大月市猿橋町藤崎太田	4月第1日曜、8月盆の次の土曜、成人の日		休止	
268	大月市	小倉の神楽	獅子	大月市猿橋町猿橋小倉	8月下旬		休止	コロナ以降休止
269	大月市	強瀬念仏講	念仏	大月市賑岡町強瀬地内	1月24日、12月18日		休止	コロナ以降休止
270	大月市	神楽牝獅子の舞	獅子	大月市賑岡町畑倉地内	1月21日、4月14日、5月5日、8月15日		実施	変化なし
271	大月市	春日神社奉納神楽	獅子	大月市賑岡町奥山	十五夜に近い土曜		休止	
272	大月市	強瀬神楽	獅子	大月市賑岡町強瀬地内	4月第2日曜、9月		実施	変化したが見直した
273	大月市	梵天棹	祭礼行事	大月市賑岡町奥山	1月第2日曜		休止	
274	大月市	諏訪神社浦安の舞	浦安の舞	大月市大月町真木	9月中旬		実施	変化なし
275	大月市	諏訪神社神楽	獅子	大月市大月町真木	9月第2日曜		実施	変化したが見直した
276	大月市	天王太鼓	太鼓	大月市大月二丁目	7月15日		休止	
277	大月市	上花咲神楽の舞	獅子	大月市大月町花咲	4月17日直近の日曜、9月17日直近の日曜		休止	
278	大月市	葛野御嶽神社浦安の舞	浦安の舞	大月市七保町葛野	7月海の日前日の日曜		危機	変化したが見直した
279	大月市	葛野御嶽神社獅子神楽	獅子	大月市七保町葛野	7月海の日前日の日曜		休止	コロナ以降休止
280	大月市	葛野下組神楽	獅子	大月市七保町葛野	7月第3日曜		休止	コロナ以降休止
281	大月市	葛野御嶽神社宮神楽・大島神楽	獅子	大月市七保町葛野	7月第3日曜、8月第2日曜		実施	上演場所の変更
282	大月市	瀬戸仲組神楽	獅子	大月市七保町瀬戸	8月15日		休止	コロナ前に休止
283	大月市	瀬戸の神楽	獅子	大月市七保町瀬戸	8月15日		休止	
284	大月市	吉久保神楽	獅子	大月市笹子町吉久保	9月第3日曜		休止	コロナ以降休止
285	大月市	笹子町獅子舞	獅子	大月市笹子町原地区	9月第3日曜		危機	上演場所の変更・練習の見直し
286	大月市	白野子神社神楽	獅子	大月市笹子町白野	9月第3日曜		休止	コロナ以降休止
287	大月市	初狩八幡神社神楽	獅子	大月市初狩町下初狩	9月第3日曜		休止	コロナ以降休止
288	大月市	追分の人形芝居	人形	大月市笹子町	10月中旬	県指定	実施	変化なし
289	上野原市	日原の獅子舞	風流獅子	上野原市桐原		市指定	危機	演目数の変更
290	上野原市	小伏の獅子舞	風流獅子	上野原市桐原	10月第1土・日曜	市指定	実施	変化なし
291	上野原市	猪丸の獅子舞	風流獅子	上野原市桐原	10月第1土・日曜	市指定	休止	コロナ以降休止
292	上野原市	藤尾の獅子舞	風流獅子	上野原市西原	9月第3日曜	市指定	休止	コロナ以降休止
293	上野原市	古在家の神楽舞	面神楽	上野原市西原	9月秋分の日・その翌日	市指定	休止	コロナ以降休止
294	上野原市	大垣外の獅子舞	風流獅子	上野原市桐原	10月第1日曜	市指定	休止	コロナ以降休止
295	上野原市	新町の祭囃子	囃子	上野原市上野原	9月第1日曜	市指定	実施	変化なし

296	上野原市	本町の祭囃子	囃子	上野原市上野原	9月第1日曜	市指定	実施	変化なし
297	上野原市	ハッ沢の火祭り	祭礼行事	上野原市ハッ沢	4月第2土曜		実施	変化なし
298	上野原市	白馬（白滝）不動尊縁日	祭礼行事	上野原市大目	3月28日		危機	変化なし
299	上野原市	棚頭のお薬師様の縁日	祭礼行事	上野原市野田尻	4月、9月		危機	変化なし
300	上野原市	板崎の神楽	獅子	上野原市秋山板崎	5月5日、8月15・22日、2月17・24日、3月15日		休止	コロナ前に休止
301	上野原市	無生野の神楽	獅子	上野原市秋山無生野	旧1月15日、旧3月16日、旧6月15日、旧8月16日		休止	コロナ前に休止
302	上野原市	原の神楽	獅子	上野原市秋山原	4月23・24日		危機	上演場所・演目数の変更、練習の見直し
303	上野原市	無生野の大念仏	念仏	上野原市秋山無生野	旧1月16日、8月16日	国指定	実施	変化なし
304	都留市	早馬町囃子	囃子	都留市谷村町・早馬町	8月31日、9月1日		実施	変化なし
305	都留市	新町囃子	囃子	都留市谷村町・新町	8月31日		実施	変化なし
306	都留市	新井の神楽	獅子	都留市谷村町新井	9月1日	都留市神楽連盟	危機	変化なし
307	都留市	お神楽・金山さんの神楽	獅子	都留市上谷	8月第1土曜	都留市神楽連盟	危機	変化なし
308	都留市	神楽・小野の神楽	獅子	都留市小野中小野	4月第2日曜、9月9日以前の日曜	都留市神楽連盟	危機	変化なし
309	都留市	八幡さんの神楽	獅子	都留市川棚	9月1日		休止	
310	都留市	細野のかぐら	獅子	都留市大野	4月第2日曜・前夜 三輪神社例大祭：9月第2日曜と前夜		休止	
311	都留市	下戸沢の神楽	獅子	都留市戸沢	5月2日、9月10日		休止	
312	都留市	玉川の神楽	獅子	都留市玉川	9月10日		休止	
313	都留市	横町囃子（御嶽囃子）	囃子	都留市谷村町横町	天王祭、9月1日		休止	
314	都留市	戸沢神楽	獅子	都留市戸沢	4月17日前の土曜、9月10日前の土曜		休止	
315	都留市	下町囃子	囃子	都留市谷村町下町	8月31日		実施	変化なし
316	都留市	法能の神楽	獅子	都留市法能	4月23日以前の日曜、9月10日		危機	変化なし
317	都留市	仲町囃子	囃子	都留市谷村町仲町	8月31日		実施	変化なし
318	都留市	谷村囃子	囃子	都留市谷村町	八朔祭、9月1日		休止	
319	都留市	大名行列	風流	都留市下天神町	9月1日		実施	変化なし
320	都留市	加畑神楽	獅子	都留市加畑	9月中旬の日曜		休止	
321	都留市	若宮八幡神社奉納神楽	獅子	都留市金井	9月第2日曜		休止	
322	都留市	中津森神楽囃子	獅子	都留市中津森	4月、9月	都留市神楽連盟	危機	変化なし
323	都留市	下大幡神楽	獅子	都留市下大幡	9月中旬の土、日曜	都留市神楽連盟	危機	変化なし
324	都留市	大幡神楽	獅子	都留市大幡	9月第2日曜	都留市神楽連盟	危機	変化なし
325	都留市	男神楽・火車	獅子	都留市古川渡	4月20・21日、9月2・3日	都留市神楽連盟	危機	変化なし
326	都留市	四日市場生出神社神楽	獅子	都留市四日市場	8月31日、9月1日	都留市神楽連盟	危機	変化なし
327	都留市	生出神社巫女の舞（井倉）	浦安の舞	都留市井倉	4月20日、9月1・2日		実施	変化なし
328	都留市	三嶋神社神楽（先の宮）	獅子	都留市田野倉	4月11日、9月21日	都留市神楽連盟	危機	変化した
329	都留市	御嶽神社神楽	獅子	都留市田野倉	9月	都留市神楽連盟	実施	変化なし

330	都留市	稲村神社神楽	獅子	都留市小形山	4月15日、9月3日	都留市神楽連盟	実施	変化なし
331	都留市	沖神楽	獅子	都留市鹿留沖	9月第1日曜		危機	変化なし
332	都留市	十二天社神楽	獅子	都留市夏狩	2月第4日曜、9月敬老の日		実施	変化した
333	都留市	宮下神楽	獅子	都留市鹿留宮下	9月5日に近い日曜	都留市神楽連盟	実施	変化なし
334	都留市	下夏狩神楽	獅子	都留市東桂町下夏狩	9月第1土曜	都留市神楽連盟	実施	変化なし
335	都留市	古渡神楽保存会	獅子	都留市鹿留古渡	9月第1日曜（9月1日を除く）		休止	
336	都留市	十日市場神楽	獅子	都留市十日市場	9月第1日曜	都留市神楽連盟	実施	変化なし
337	都留市	曾雌神楽	獅子	都留市春日曾雌	9月15日		休止	
338	都留市	御嶽神社神楽	獅子	都留市与縄	9月11日に近い土曜もしくは日曜	都留市神楽連盟	実施	変化なし
339	道志村	竹之本の神楽・とりさし	獅子	道志村竹之本内	十五夜、旧2月16日		休止	コロナ以降休止
340	道志村	川原畑神楽	獅子	道志村川原畑内	1月15日に近い金・土曜、7月15日に近い金・土曜	村指定	実施	上演場所の変更
341	道志村	神地神楽	獅子	道志村神地内	盆の3日間		実施	上演場所の変更
342	道志村	善之木神楽	獅子	道志村善之木内	9月15日に近い土曜もしくは日曜		休止	コロナ以降休止
343	道志村	おきゅうだい	獅子	道志村神地内	8月15日頃から3日	村指定	実施	変化したが戻った
344	道志村	東富士七里太鼓	太鼓	道志村			休止	コロナ以降休止
345	西桂町	下暮地の獅子舞	獅子				休止	コロナ前に休止
346	忍野村	忍草の獅子神楽舞	獅子	忍野村忍草	5月3日、9月19・20日、12月31日	村指定	実施	変化なし
347	忍野村	内野の獅子神楽舞	獅子	忍野村内野	4月第3土曜、9月15日、10月19日	村指定	実施	変化なし
348	山中湖村	山中諏訪明神獅子神楽	獅子	山中湖村山中	9月4・5日		実施	変化なし
349	山中湖村	平野の天岩戸神楽	獅子	山中湖村平野宮脇	4月25日、7月14日～15日、9月25日、12月30日、旧11月20日	村指定	実施	変化なし
350	富士吉田市	北口本宮富士浅間神社太々神楽	面神楽	富士吉田市上吉田	5月5日、8月26・27日、11月23日	県指定	実施	変化したが戻った
351	富士吉田市	松山の獅子神楽	獅子	富士吉田市松山	4月第2金・土曜、七五三、節分	市指定	実施	変化したが戻った
352	富士吉田市	松尾神社太々神楽	面神楽	富士吉田市松山	4月第2金・土曜、七五三、節分祭		実施	
353	富士吉田市	新屋の獅子神楽	獅子	富士吉田市新屋	4月中旬、7月中旬、10月17日	市指定	危機	変化なし
354	富士吉田市	天神社の獅子舞神楽と馬鹿踊	獅子	富士吉田市下吉田	7月25日	市指定	休止	
355	富士吉田市	中村神楽（消防第9分団）	獅子	富士吉田市下吉田本町中村地内	9月18・19日		危機	変化なし
356	富士吉田市	東町神楽（消防第13分団）	獅子	富士吉田市下吉田東町	9月18・19日		実施	変化したが戻った
357	富士吉田市	西町神楽	獅子	富士吉田市西町	9月18日		実施	変化なし
358	富士吉田市	富士見町神楽	獅子	富士吉田市富士見	4月第2日曜、8月第1日曜		危機	再開予定
359	富士吉田市	新倉富士浅間神社太々神楽	面神楽	富士吉田市富士見	4月第3土曜・日曜、9月18・19日、節分		実施	変化したが戻った

360	富士吉田市	浅間町獅子舞	獅子	富士吉田市浅間	新倉山浅間公園 桜まつり最終日		休止	コロナ以降休止
361	富士吉田市	小明見の神楽舞	獅子	富士吉田市小明見新田	4月第3土曜	市指定	実施	変化なし
362	富士吉田市	小明見富士浅間神社の神楽舞	面神楽	富士吉田市小明見	4月上旬土曜、 11月上旬土曜、 12月31日、2月 上旬土曜	市指定	実施	変化したが戻った
363	富士吉田市	古屋獅子舞神楽	獅子	富士吉田市小明見新田	4月第2土曜		実施	変化したが戻った
364	富士吉田市	大明見太々神楽	面神楽	富士吉田市大明見	4月中旬、8月上 旬、11月中旬、 12月31日、1月1 日、2月上旬		実施	変化したが戻った
365	富士吉田市	神明社白糸町御神楽保存会	獅子	富士吉田市上暮地	9月中旬等		実施	上演場所の変更
366	富士河口湖町	河口の稚児舞	稚児舞	富士河口湖町河口	4月25日、7月28 日	国指定	実施	変化したが戻った
367	富士河口湖町	大石稚児の舞	稚児舞	富士河口湖町大石	4月25日、9月23 日		休止	コロナ以降休止
368	富士河口湖町	十四日祭礼	祭礼行事	富士河口湖町大石			休止	コロナ以降休止
369	富士河口湖町	林ヤートコ踊り	風流	富士河口湖町小立林区	9月中の日曜等	町指定	実施	
370	富士河口湖町	地芝居「白波五人男等」	地芝居	富士河口湖町小立林区	9月中の日曜等		休止	コロナ前に休止
371	富士河口湖町	御幣渡し	祭礼行事	富士河口湖町小立乳ヶ崎区	1月14日		実施	変化なし
372	富士河口湖町	船津安木節	民謡	富士河口湖町船津七軒町地区	9月、10月、11 月		休止	コロナ前に休止
373	富士河口湖町	浦安の舞	浦安の舞	富士河口湖町勝山	4月25・29日、9 月9日		実施	変化なし
374	富士河口湖町	公家行列	風流	富士河口湖町本栖	5月17日		危機	
375	富士河口湖町	本栖六斎念仏	念仏	富士河口湖町本栖	1月14・15日、6 月15日等	町指定	危機	
376	富士河口湖町	七社大明神社祭	祭礼行事	富士河口湖町本栖	7月17日		危機	神輿巡幸の取りやめ
377	富士河口湖町	石尊祭	祭礼行事	富士河口湖町精進	8月17日		危機	神輿巡幸の取りやめ
378	鳴沢村	鳴沢の太々神楽	面神楽	鳴沢村	1月14日、4月18 日、9月17日	村指定	危機	変化なし
379	鳴沢村	大田和八幡神社神楽	面神楽	鳴沢村大田和	9月15日		実施	変化なし

山梨県文化財保護審議会

無形文化財及び民俗文化財部会

中込 睦子（部会長）

浅野 久枝

久保田 裕道

古屋 和久

令和 6 年度（2024 年度）

山梨県民俗芸能現況調査報告書 ～継承の危機にある民俗芸能～

令和 7 年（2025 年）9 月 10 日

編集・発行 山梨県文化財保護審議会無形文化財及び民俗文化財部会